

第22期第11回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和5年1月24日（火） 13：30～
場 所 相馬会場（主会場）
相馬双葉漁業協同組合2階中会議室
(相馬市尾浜字追川196)
いわき会場（副会場）
福島県水産会館研修室
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議題

（1）議案

- 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）
(くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）)
議案第2号 福島海区漁場計画の案について（諮問）
議案第3号 潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）
議案第4号 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）について（諮問・答申）
議案第5号 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）
議案第6号 すくい網漁業に関する委員会指示について
議案第7号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について
議案第8号 いかつり漁業に関する委員会指示について
議案第9号 公聴会の開催について（福島海区漁場計画関係）

（2）報告事項

- ア 漁業権に係る資源管理状況等について
- イ 漁業生産力の発展に関する計画について
- ウ 全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議の結果について
- エ 第38回太平洋広域漁業調整委員会、第30回太平洋北部会の結果について
- オ 宮城・福島海区漁業調整委員会について

- 6 閉会

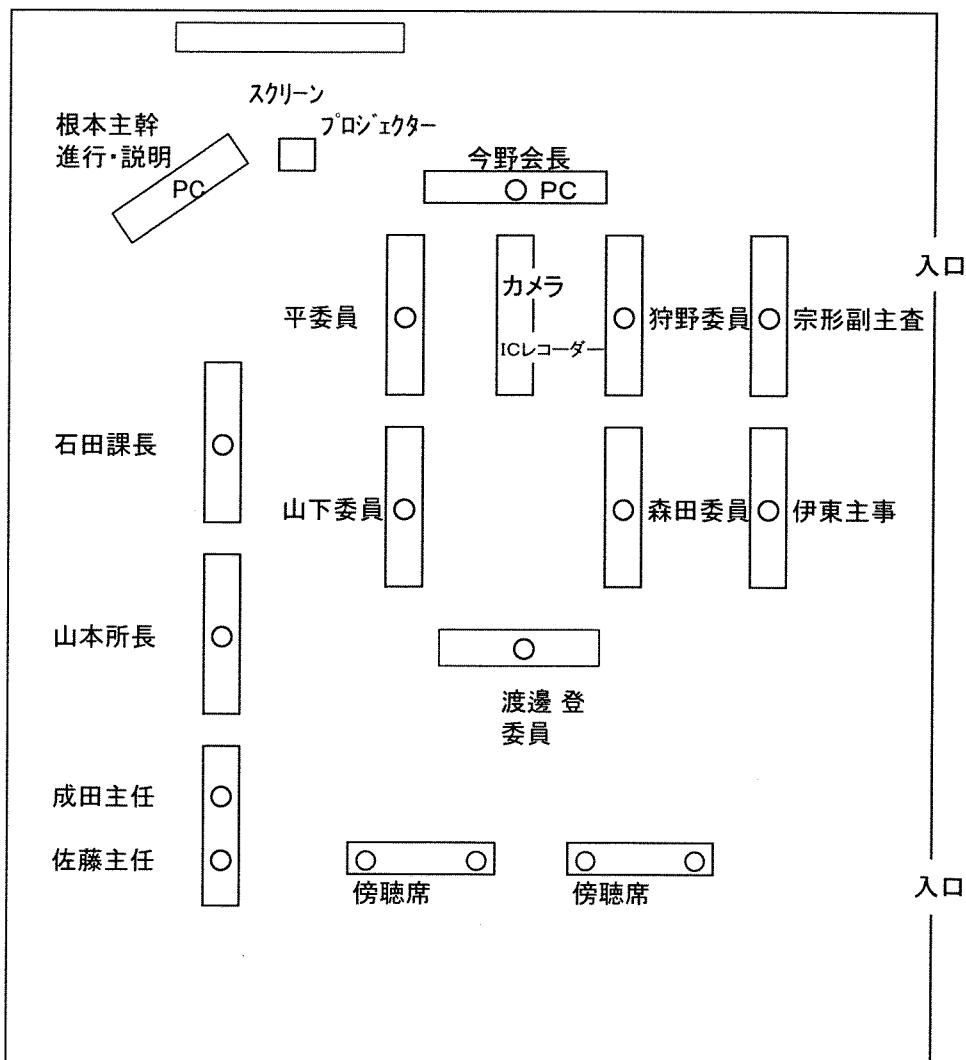
第22期第11回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時：令和5年1月24日(火) 13:30～
 場 所：相馬会場（相馬双葉漁業協同組合2階中会議室）
 いわき会場（福島県水産会館研修室）

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者（会長）	今野 智光	相馬	水産課長（併） 海区事務局長	石田 敏則	相馬
学識経験（会長代理）	鈴木 哲二	いわき	水産課主任主査	成田 薫	相馬
漁業者	今泉 浩一	いわき	〃	佐藤 太津真	相馬
漁業者	狩野 一男	相馬	水産事務所長	山廻邊 昭文	いわき
漁業者	平 仁一	相馬	水産事務所主任主査	千代窪 孝志	いわき
漁業者	永瀬 哲浩	いわき	水産海洋研究 センター副所長	平田 豊彦	いわき
漁業者	森田 政利	相馬	水産資源研究所長	山本 達也	相馬
漁業者	山下 博行	相馬	事務局 主幹 (業務担当)	根本 芳春	相馬
漁業者	吉田 康男	いわき	〃 副主査	宗形 莉苗	相馬
漁業者	渡邊 登	相馬	〃 主事	熊田 湧樹	いわき
学識経験	川邊 みどり	WEB	〃 主事	伊東 亮太	相馬
学識経験	久保木 幸子	いわき	〃 主事	金子 正子	いわき
学識経験	渡邊 千夏子	WEB			
中立	宮下 朋子	WEB			

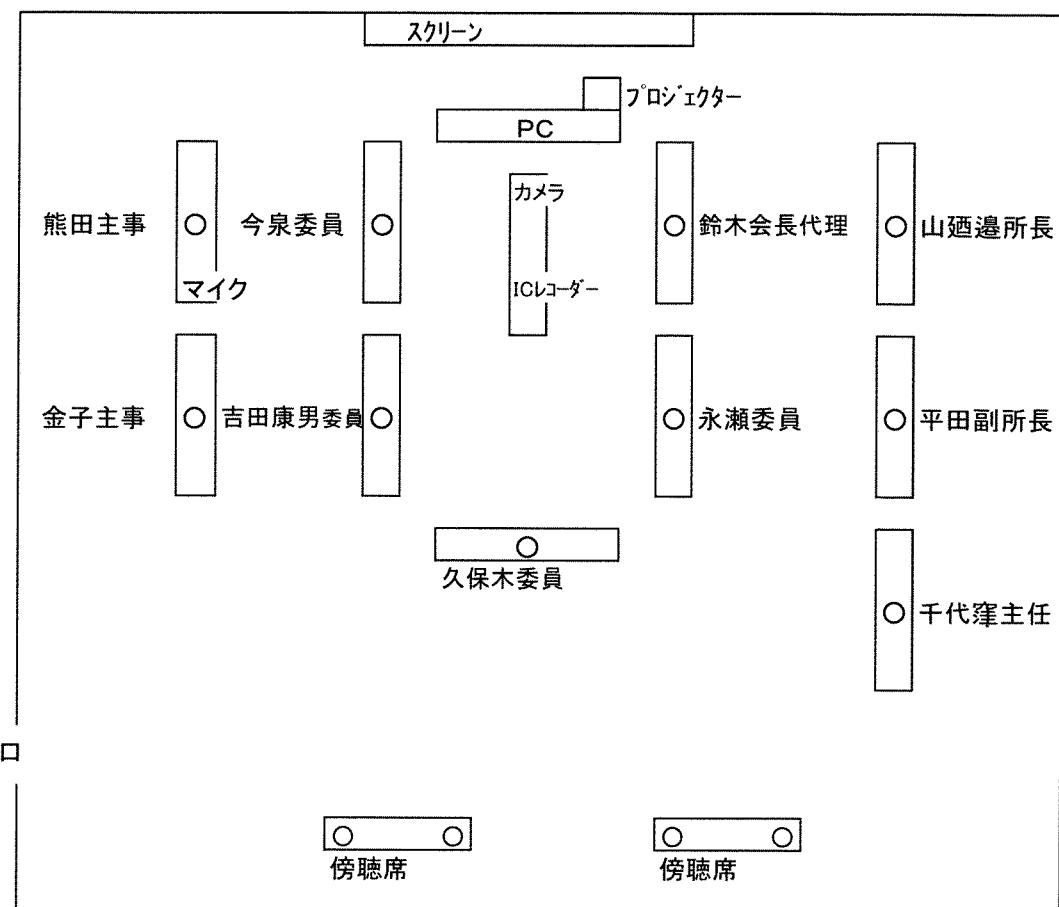
第22期第11回福島海区漁業調整委員会 席次

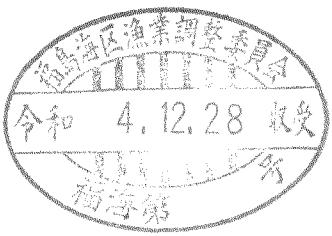
相馬会場：相馬双葉漁業協同組合2階中会議室



第22期第11回福島海区漁業調整委員会 席次

いわき会場：福島県水産会館1階研修室



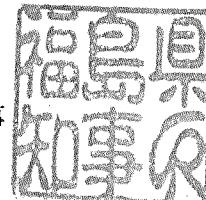


議案第1号

4生流第3406号
令和4年12月27日

福島海区漁業調整委員会長様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和五管理年度（令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和五年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 くろまぐろ（小型魚）

- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業
- 2 配分する数量 十一・七トン

二 くろまぐろ（大型魚）

- 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（大型魚）漁業
- 2 配分する数量 一・〇トン

(別 紙)

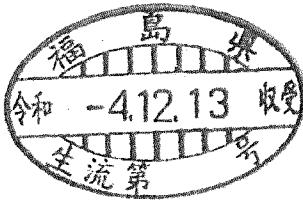
- 1 概 要： 特定水産資源のうち、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和5管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等： 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性： 特定水産資源であるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和5管理年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の都道府県別漁獲可能量の当初配分数量は、法第15条第1項の規定に基づき定められ、令和4年12月13日付け4水管第2918号で農林水産大臣から通知された。
知事は、資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定める必要がある。
- 4 策定の内容： 農林水産大臣から通知された数量について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

特定水産資源	本県に配分された 都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する 数量
くろまぐろ（小型魚）	11.7トン	11.7トン
くろまぐろ（大型魚）	1.0トン	1.0トン

- 5 諒問予定：令和5年1月24日開催
第22期第11回福島海区漁業調整委員会で諒問

（今後の予定）

- 令和5年1月24日 第22期第11回福島海区漁業調整委員会諒問・答申
令和5年2月中旬 農林水産大臣に知事管理漁獲可能量を定める協議
令和5年2月下旬 農林水産大臣の承認通知
令和5年3月末まで 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課ホームページ）



4水管第2918号
令和4年12月13日

福島県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (福島県分)
くろまぐろ（小型魚）	11.7トン
くろまぐろ（大型魚）	1.0トン

福島県資源管理方針(抜粋)

(別紙 1 - 1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ（大型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地
がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の
報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末
日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該
大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りでは
ない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日にに関する法律（昭和 63 年法律第 9
1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

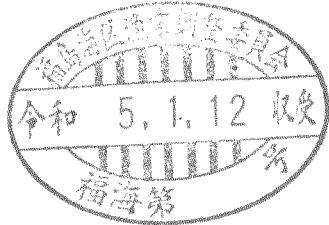
該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が
当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判
断する。

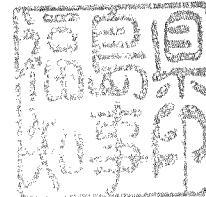
〔議案第2号〕



4 生流第 3679 号
令和 5 年 1 月 12 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



福島海区漁場計画の案について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 62 条第 1 項の規定に基づき福島海区漁場計画の案を別紙のとおり作成したので、同法第 64 条第 4 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

福島海区漁場計画の案

第1 漁業権に関する事項

別紙のとおり

第2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

区画漁業権（案）

1 案の番号	区第1号		
2 漁場の位置	相馬市尾浜地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第29号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ4直線と、基点第35号と各点ヘ、ホ及び基点第30号を順次に結んだ3直線と、各点ヒ、ミ及びシを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域から①の区域を除いた区域</p> <p>基点第29号 北緯37度49分14.4秒、東経140度58分9.6秒 基点第30号 北緯37度49分1.6秒、東経140度59分5.3秒 基点第35号 北緯37度49分0.5秒、東経140度58分15.4秒</p> <p>点イ 基点第29号から140度38分の線上、基点第29号から177.3メートルの点 点ロ 点イから245度の線上、点イから32メートルの点 点ハ 点ロから165度の線上、点ロから12メートルの点 点ニ 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点 点ヘ 基点第35号から107度38分の線上、基点第35号から106.75メートルの点 点ホ 基点第35号から82度08分の線上、点ヘから189メートルの点 点ヒ 北緯37度49分25.6秒、東経140度58分28.8秒 点ミ 北緯37度49分22.0秒、東経140度58分25.6秒 点シ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点</p> <p>① 次の各点コ、テ、ア、サ、キ、ユ及びメを順次に結んだ6直線と、松川浦漁港防波堤（囲堤）と点ミ及びシを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>点コ 基点第29号から337度の線上、基点第29号から190メートルの点 点テ 点コから171度38分の線上、点コから95メートルの点 点ア 点テから138度08分の線上、点テから100メートルの点 点サ 点アから80度08分の線上、点アから190メートルの点 点キ 点サから32度08分の線上、点サから55メートルの点 点ユ 点キから51度38分の線上、点キから15メートルの点 点メ 点ユから29度38分の線上、点ユから30メートルの点 点ミ 北緯37度49分22.0秒、東経140度58分25.6秒 点シ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種区画漁業 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで		
6 個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権		
7 関係地区	相馬市尾浜		
8 条件	<p>(1) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、4,500メートル以内とする。</p> <p>(2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。</p> <p>(3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。</p> <p>ア 松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅20メートルの航路 イ 松川港口から岩子に至る幅20メートルの航路 ウ 松川港口から船溜外側を経て平前に至る幅20メートルの航路</p> <p>(4) (3)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。</p> <p>(5) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。</p>		
9 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

区画漁業権（案）

1 案の番号	区第2号		
2 漁場の位置	相馬市和田地先		
3 漁場の区域	次の基点第29号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ4直線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第29号 北緯37度49分14.4秒、東経140度58分9.6秒 点イ 基点第29号から140度38分の線上、基点第29号から177.3メートルの点 点ロ 点イから245度の線上、点イから32メートルの点 点ハ 点ロから165度の線上、点ロから12メートルの点 点ニ 点ハから250度の線上、点ハから410メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種区画漁業 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで		
6 個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権		
7 関係地区	相馬市和田、本笑字西和田、原釜字札ノ沢及び尾浜字札ノ沢		
8 条件	(1) 漁場内におけるわかめの養殖繩の長さは、720メートル以内とする。 (2) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 松川港船溜外側から和田地区通称平前に至る幅20メートルの航路 イ 平前から和田に至る幅15メートルの航路及びこの航路から高塚に至る幅9メートル以上の航路 (4) (3)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (5) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。		
9 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

区画漁業権(案)

1 案の番号	区第3号		
2 漁場の位置	相馬市岩子地先		
3 漁場の区域	次の基点第35号と各点へ、ホ及び基点第30号を順次に結んだ3直線と各点フ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から区第5号漁業権漁場の区域を除いた区域 基点第30号 北緯37度49分1.6秒、東経140度59分5.3秒 基点第35号 北緯37度49分0.5秒、東経140度58分15.4秒 点へ 基点第35号から107度38分の線上、基点第35号から106.75メートルの点 点ホ 基点第35号から82度08分の線上、点へから189メートルの点 点フ 北緯37度48分3.0秒、東経140度58分6.7秒 点リ 点フから88度13分の線上、点フから1,120メートルの点 点ヌ 点ルから280度の線上、点ルから245メートルの点 点ル 北緯37度48分7.4秒、東経140度59分3.9秒		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種区画漁業 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで		
6 個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権		
7 関係地区	相馬市岩子		
8 条件	(1) 東溝中州桟橋より南90メートル(50間)の位置を基点とし、その北面4.3ヘクタール(4町3反歩)を旧飯豊第一漁業協同組合員のうち岩子居住者の行使区域とする。 (2) 残余の東溝の区域は、旧岩子漁業協同組合員の行使区域とする。 (3) 清助島と烏森のそれぞれの南端を結ぶ線を基線とし、それより以北の採苗区域は、旧岩子漁業協同組合員と旧飯豊第一漁業協同組合員岩子居住者との組合員の比率によって平等に行使すること。 (4) 前項の基線より以南の区域7.5ヘクタール(7町5反歩)は、次の区分によって行使すること。 ア 旧飯豊第一漁業協同組合員岩子居住者に対しては、4.3ヘクタール(4町3反歩)とする。 イ 残余の3.2ヘクタール(3町2反歩)は、旧岩子漁業協同組合員が行使すること。 (5) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 地島西端付近から文字島を経て岩子船溜りに至る幅20メートルの航路 イ 文字島から大字新田梅川河口に至る幅20メートルの航路 ウ 地島西端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅4~9メートルの航路 エ 地島東端付近から機械島西端、烏森付近を経て大州に至る幅4メートル以上の航路 オ 地島東端から中州東岸を経て磯部に至る幅20メートルの航路 (6) (5)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (7) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。		
9 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

区画漁業権（案）

1 案の番号	区第4号		
2 漁場の位置	相馬市新田及び柏崎地先		
3 漁場の区域	次の基点第31号と各点ト、チ、リ及びフを順次に結んだ4直線 と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第31号 北緯37度46分49.3秒、東経140度58分39.7秒 点ト 基点第31号から355度35分の線上、基点第31号から1,910 メートルの点 点チ 点トから115度10分の線上、点トから320メートルの点 点リ 点チから15度の線上、点チから546.5メートルの点 点フ 北緯37度48分3.0秒、東経140度58分6.7秒		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種区画漁業 同 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類垂下式養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで		
6 個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権		
7 関係地区	相馬市新田、柏崎及び程田字大師前		
8 条件	(1) 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、7,200連以内とする。 ただし、一連に垂下し得る種苗付着盤の数は、10個以内とする。 (2) 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) 区第3号と区第4号との境界線から南に325メートル、西岸沖出145メートルの総面積4.8ヘクタール(長谷地地内)は、旧新柏漁業協同組合員のうち従来の実績者の行使区域としなければならない。 (4) 点リと点リから点フの方向170メートルの点を結んだ線から南寄りに20メートルを隔てた平行線を一辺とし、その南側3ヘクタール(角兵衛地区)は、旧新柏漁業協同組合員のうち従来の実績者の行使区域としなければならない。 (5) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 ア 新場前から新田梅川河口に至る幅20メートルの航路 イ 烏森付近を経て大州に至る幅4メートル以上の航路 ウ 長谷地地区入漁区には、堤防沿いに幅10メートルの航路 (6) (5)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (7) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。		
9 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

区画漁業権(案)

1 案の番号	区第5号		
2 漁場の位置	相馬市岩子地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第32号と各点ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、基点第33号と各点ラ、ム、ウ、エ、ノ、オ、ク、ヤ、マ及びケを順次に結んだ20直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第32号 北緯37度48分39.5秒、東経140度59分0.4秒 基点第33号 北緯37度48分35.3秒、東経140度58分37.2秒</p> <p>点ワ 基点第32号から90度の線上、基点第32号から24メートルの点 点カ 基点第32号から6度55分の線上、基点第32号から430メートルの点 点ヨ 基点第32号から349度45分の線上、基点第32号から600メートルの点 点タ 基点第33号から13度50分の線上、基点第33号から714メートルの点 点レ 基点第33号から12度30分の線上、基点第33号から616メートルの点 点ソ 基点第33号から0度35分の線上、基点第33号から566メートルの点 点ツ 基点第33号から329度45分の線上、基点第33号から484メートルの点 点ネ 基点第33号から320度05分の線上、基点第33号から452メートルの点 点ナ 基点第33号から309度50分の線上、基点第33号から354メートルの点 点ラ 基点第33号から121度30分の線上、基点第33号から184メートルの点 点ム 基点第33号から159度15分の線上、基点第33号から156メートルの点 点ウ 基点第33号から265度55分の線上、基点第33号から126メートルの点 点エ 基点第33号から232度35分の線上、基点第33号から281メートルの点 点ノ 基点第33号から206度10分の線上、基点第33号から480メートルの点 点オ 基点第33号から190度10分の線上、基点第33号から421メートルの点 点ク 基点第33号から156度30分の線上、基点第33号から208メートルの点 点ヤ 基点第33号から132度50分の線上、基点第33号から242メートルの点 点マ 基点第33号から155度15分の線上、基点第33号から486メートルの点 点ケ 基点第33号から147度15分の線上、基点第33号から522メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種区画漁業 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで		
6 個別漁業権又は 団体漁業権の別	団体漁業権		
7 関係地区	相馬市尾浜及び岩子		
8 条件	<p>(1) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。</p> <p>ア 地島東端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅4メートル以上の航路</p> <p>イ 地島東端付近から機械島西端、烏森付近を経て大州に至る幅4メートル以上の航路</p> <p>(2) (1)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。</p> <p>(3) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。</p>		
9 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

区画漁業権(案)

1 案の番号	区第6号		
2 漁場の位置	相馬市磯部地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第31号と各点ト、チ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第31号 北緯37度46分49.3秒、東経140度58分39.7秒 点ト 基点第31号から355度35分の線上、基点第31号から1,910メートルの点 点チ 点トから115度10分の線上、点トから320メートルの点 点リ 点チから15度の線上、点チから546.5メートルの点 点ヌ 点ルから280度の線上、点ルから245メートルの点 点ル 北緯37度48分7.4秒、東経140度59分3.9秒</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種区画漁業 同 第3種区画漁業	藻類養殖業 貝類垂下式養殖業 貝類養殖業	1月1日から12月31日まで 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで		
6 個別漁業権又は団体漁業権の別	団体漁業権		
7 関係地区	相馬市磯部		
8 条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、13,000連以内とする。 ただし、一連に垂下し得る種苗付着盤の数は、10個以内とする。 (2) 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。 (3) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。 松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅20メートルの航路 (4) (3)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。 (5) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。 		
9 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第1号																																										
2 漁場の位置	いわき市勿来町関田、勿来町九面、錦町及び岩間町字岩下地先																																										
3 漁場の区域	<p>次の基点第1号、各点い、は、へ及び基点第3号の各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第1号 福島県、茨城県境鵜の子岬の標柱</p> <p>点い 基点第1号から79度30分の線上、基点第1号から1,000メートルの点</p> <p>点は 点いから13度47分24秒の線上、点いから2,270メートルの点</p> <p>基点第3号 北緯36度54分50秒、東経140度49分31秒の標柱(いわき市小浜竜宮岬西端の標柱)</p> <p>点へ 基点第3号から159度20分の線上、基点第3号から2,400メートルの点</p>																																										
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種共同漁業</td><td>あわび漁業</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td>同</td><td>うに漁業</td><td>同</td></tr> <tr> <td>同</td><td>かき漁業</td><td>同</td></tr> <tr> <td>同</td><td>いがい漁業</td><td>同</td></tr> <tr> <td>同</td><td>こたまがい漁業</td><td>同</td></tr> <tr> <td>同</td><td>ほっつき漁業</td><td>同</td></tr> <tr> <td>同</td><td>わかめ漁業</td><td>同</td></tr> <tr> <td>同</td><td>あらめ漁業</td><td>同</td></tr> <tr> <td>同</td><td>のり漁業</td><td>同</td></tr> <tr> <td>同</td><td>ひじき漁業</td><td>同</td></tr> <tr> <td>同</td><td>まつも漁業</td><td>同</td></tr> <tr> <td>同</td><td>えむし漁業</td><td>同</td></tr> <tr> <td>同</td><td>こんぶ漁業</td><td>同</td></tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	同	うに漁業	同	同	かき漁業	同	同	いがい漁業	同	同	こたまがい漁業	同	同	ほっつき漁業	同	同	わかめ漁業	同	同	あらめ漁業	同	同	のり漁業	同	同	ひじき漁業	同	同	まつも漁業	同	同	えむし漁業	同	同	こんぶ漁業	同
漁業の種類	漁業の名称	漁業時期																																									
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで																																									
同	うに漁業	同																																									
同	かき漁業	同																																									
同	いがい漁業	同																																									
同	こたまがい漁業	同																																									
同	ほっつき漁業	同																																									
同	わかめ漁業	同																																									
同	あらめ漁業	同																																									
同	のり漁業	同																																									
同	ひじき漁業	同																																									
同	まつも漁業	同																																									
同	えむし漁業	同																																									
同	こんぶ漁業	同																																									
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで																																										
6 関係地区	いわき市勿来町及び錦町																																										
7 条件	なし																																										
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。																																										

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第2号		
2 漁場の位置	いわき市勿来町関田、勿来町九面、錦町及び岩間町字岩下地先		
3 漁場の区域	次の基点第1号、各点ろ、に及び基点第3号の各点を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 福島県、茨城県境鵜の子岬の標柱 点ろ 基点第1号から79度30分の線上、基点第1号から4,500メートルの点 基点第3号 北緯36度54分50秒、東経14度49分31秒の標柱（いわき市小浜竜宮岬西端の標柱） 点に 基点第3号から159度20分の線上、基点第3号から4,400メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市勿来町及び錦町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業權（案）

1 案の番号	共第3号		
2 漁場の位置	いわき市小浜町地先		
3 漁場の区域	次の基点第3号、各点へ、ち、り及び基点第4号の各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第3号 北緯36度54分50秒、東経140度49分31秒の標柱（いわき市小浜竜宮岬西端の標柱） 基点第4号 北緯36度55分0秒、東経140度51分0秒（いわき市鶴ヶ崎（旧植田町、旧泉町境）） 点へ 基点第3号から159度20分の線上、基点第3号から2,400メートルの点 点り 基点第4号から145度30分の線上、基点第4号から600メートルの点（傘磯） 点ち 点りから146度30分の線上、点りから1,200メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市小浜町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関する必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第4号		
2 漁場の位置	いわき市小浜町地先		
3 漁場の区域	次の基点第3号、各点に、と、り及び基点第4号の各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第3号 北緯36度54分50秒、東経140度49分31秒の標柱（いわき市小浜竜宮岬西端の標柱） 基点第4号 北緯36度55分0秒、東経140度51分0秒（いわき市鶴ヶ崎（旧植田町、旧泉町境）） 点に 基点第3号から159度20分の線上、基点第3号から4,400メートルの点 点り 基点第4号から145度30分の線上、基点第4号から600メートルの点（傘磯） 点と 点りから146度30分の線上、点りから2,700メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市小浜町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第5号		
2 漁場の位置	いわき市泉町下川地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第4号、各点り、ち、二、キ、力、オ、エ、ウ、イ及びクを順次に結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第4号 北緯36度55分0秒、東経140度51分0秒（いわき市鶴ヶ崎（旧植田町、旧泉町境））</p> <p>点り 基点第4号から145度30分の線上、基点第4号から600メートルの点（傘磯）</p> <p>点ち 点りから146度30分の線上、点りから1,200メートルの点</p> <p>点二 点ナから133度の線上、点ナから980メートルの点</p> <p>点ナ 点トから223度の線上、点トから100メートルの点</p> <p>点ト いわき市泉町地内八崎突端</p> <p>点イ 点ウから210度の線上、点ウから74メートルの点</p> <p>点ウ 点エから300度の線上、点エから10メートルの点</p> <p>点エ 点オから210度の線上、点オから14メートルの点</p> <p>点オ 点カから120度の線上、点カから10メートルの点</p> <p>点カ 点キから210度の線上、点キから180メートルの点</p> <p>点キ 点ナから133度の線上、点ナから755メートルの点</p> <p>点ク 点イから313度の線上、点イから1377.1メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市小名浜及び泉町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第6号		
2 漁場の位置	いわき市泉町下川地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第4号、各点り、と、ヌ、キ、カ、オ、エ、ウ、イ及びクを順次に結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第4号 北緯36度55分0秒、東経140度51分0秒（いわき市鶴ヶ崎（旧植田町、旧泉町境））</p> <p>点り 基点第4号から145度30分の線上、基点第4号から600メートルの点（傘磯）</p> <p>点イ 点ウから210度の線上、点ウから74メートルの点</p> <p>点ウ 点エから300度の線上、点エから10メートルの点</p> <p>点エ 点オから210度の線上、点オから14メートルの点</p> <p>点オ 点カから120度の線上、点カから10メートルの点</p> <p>点カ 点キから210度の線上、点キから180メートルの点</p> <p>点キ 点ナから133度の線上、点ナから755メートルの点</p> <p>点ナ 点トから223度の線上、点トから100メートルの点</p> <p>点ト いわき市泉町地内八崎突端</p> <p>点ク 点イから313度の線上、点イから1377.1メートルの点</p> <p>点ト 点りから146度30分の線上、点りから2,700メートルの点</p> <p>点ヌ 点ナから133度の線上、点ナから2,400メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市小名浜及び泉町		
7 条件	漁具を固定して行う漁業は、船舶の航行、公益を勘案して操業しなければならない。		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第7号																			
2 漁場の位置	いわき市小名浜地先																			
3 漁場の区域	次の各点ア、イ、ケ、ホ及びアを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点第5号 いわき市泉町下川字大剣地内小名浜港大剣ふ頭東側先端部 点ア 基点第5号から139度29分の線上、基点第5号から1,872メートルの点 点イ 点アから70度の線上、点アから2,680メートルの点 点ケ 点イから160度の線上、点イから760メートルの点 点ホ 点アから198度の線上、点アから37メートルの点																			
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種共同漁業</td> <td>あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業 磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業</td> <td>1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同</td> </tr> <tr> <td>第2種共同漁業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業 磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	第2種共同漁業			同			同			同			
漁業の種類	漁業の名称	漁業時期																		
第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業 磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同																		
第2種共同漁業																				
同																				
同																				
同																				
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで																			
6 関係地区	いわき市小名浜																			
7 条件	漁具を固定して行う漁業は、船舶の航行、公益を勘案して操業しなければならない。																			
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	方位は全て真方位による。																			

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第8号		
2 漁場の位置	いわき市江名、折戸、中之作、永崎及び小名浜下神白地先		
3 漁場の区域	<p>次の各点ヌ、ネ、エ、ウ、イ、ケ、る及び基点第8号を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第6号 いわき市小名浜、同市小名浜下神白境の標柱 基点第8号 北緯36度58分23秒、東経140度58分11秒（いわき市江名、同市平豊間境）</p> <p>点ヌ 基点第6号から173度22分の線上、基点第6号から652メートルの点</p> <p>点ネ 点ヌから258度の線上、点ヌから205メートルの点</p> <p>点エ 点ネから138度の線上、点ネから1,090メートルの点</p> <p>点ウ 点エから173度の線上、点エから865メートルの点</p> <p>点イ 点ウから250度の線上、点ウから653メートルの点</p> <p>点ケ 点イから160度の線上、点イから760メートルの点</p> <p>点ル 基点第8号から131度45分の線上、基点第8号から3,000メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
	第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市江名、折戸、中之作、永崎及び小名浜下神白		
7 条件	漁具を固定して行う漁業は、船舶の航行、公益を勘案して操業しなければならない。		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第9号		
2 漁場の位置	いわき市平豊間及び平薄磯地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第8号、各点る、わ、よ及び基点第10号を順次に結んだ 4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第8号 北緯36度58分23秒、東経140度58分11秒（いわき市 江名、同市平豊間境）</p> <p>点る 基点第8号から131度45分の線上、基点第8号から3,000メー トルの点</p> <p>点わ 基点第9号から95度の線上、基点第9号から1,500メー トルの点</p> <p>基点第10号 北緯37度0分27秒、東経140度58分44秒（いわき市 平薄磯、同市平沼ノ内境）</p> <p>点よ 基点第10号から95度の線上、基点第10号から1,500メー トルの点</p> <p>基点第9号 北緯36度59分42秒、東経140度58分55秒（いわき市 平豊間塩屋崎灯台）</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市平豊間及び平薄磯		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第10号		
2 漁場の位置	いわき市平豊間及び平薄磯地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第8号、各点る、お、か及び基点第10号を順次に結んだ 4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第8号 北緯36度58分23秒、東経140度58分11秒（いわき市 江名、同市平豊間境）</p> <p>点る 基点第8号から131度45分の線上、基点第8号から3,000メー トルの点</p> <p>点お 基点第9号から95度の線上、基点第9号から4,000メー トルの点</p> <p>基点第10号 北緯37度0分27秒、東経140度58分44秒（いわき市 平薄磯、同市平沼ノ内境）</p> <p>点か 基点第10号から95度の線上、基点第10号から3,000メー トルの点</p> <p>基点第9号 北緯36度59分42秒、東経140度58分55秒（いわき市 平豊間塩屋崎灯台）</p>		
4 漁業の種類、漁業 の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業	かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市平豊間及び平薄磯		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設 定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第12号		
2 漁場の位置	いわき市平沼ノ内、平下高久、平藤間及び平下大越地先		
3 漁場の区域	次の基点第10号、各点か、た及び基点第11号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第10号 北緯37度0分27秒、東経140度58分44秒（いわき市平薄磯、同市平沼ノ内境） 基点第11号 北緯37度3分24秒、東経140度58分21秒（夏井川磐城舞子橋中央点（旧夏井村、旧草野村境）） 点か 基点第10号から95度の線上、基点第10号から3,000メートルの点 点た 基点第11号から105度の線上、基点第11号から3,000メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市平沼ノ内及び平神谷作		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業權（案）

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第14号		
2 漁場の位置	いわき市四倉町、平下神谷及び平原高野地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第11号、各点た、そ及び基点第12号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第11号 北緯37度3分24秒、東経140度58分21秒（夏井川磐城舞子橋中央点（旧夏井村、旧草野村境））</p> <p>基点第12号 北緯37度6分49秒、東経140度59分57秒（いわき市四倉町、同市久之浜町境）</p> <p>点た 基点第11号から105度の線上、基点第11号から3,000メートルの点</p> <p>点そ 基点第12号から94度30分の線上、基点第12号から5,000メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市四倉町及び久之浜町田之網字江之網		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第15号		
2 漁場の位置	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡楢葉町地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第12号、各点つ、ね及び基点第15号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点へ、ト、チ、リ及びヌを順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに各点ル、オ、ワ及び基点第15号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第12号 北緯37度6分49秒、東経140度59分57秒（いわき市四倉町、同市久之浜町境）</p> <p>基点第15号 北緯37度18分59秒、東経141度1分32秒（双葉郡富岡町、同郡楢葉町境）</p> <p>点つ 基点第12号から94度30分の線上、基点第12号から2,000メートルの点</p> <p>点ね 基点第15号から90度の線上、基点第15号から2,000メートルの点</p> <p>点へ 北緯37度13分30秒、東経141度0分42秒の標柱（双葉郡広野町大字下北迫字東原73番1の標柱）</p> <p>点ト 点へから90度の線上、点へから1,550メートルの点</p> <p>点チ 点りから180度の線上、点りから400メートルの点</p> <p>点リ 点ヌから90度の線上、点ヌから2,350メートルの点</p> <p>点ヌ 北緯37度14分40秒、東経141度0分45秒の標柱（双葉郡楢葉町大字山田岡字シウ神山2番2の標柱）</p> <p>点ル 北緯37度17分56秒、東経141度1分25秒の標柱（双葉郡楢葉町大字波倉字原77番地の標柱）</p> <p>点オ 点ルから90度の線上、点ルから1,650メートルの点</p> <p>点ワ 基点第15号から90度の線上、基点第15号から1,600メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こだまがい漁業 ほっつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡楢葉町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第16号		
2 漁場の位置	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡楢葉町地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第12号、各点そ、な及び基点第15号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点へ、ト、チ、リ及びヌを順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに各点ル、オ、ワ及び基点第15号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第12号 北緯37度6分49秒、東経140度59分57秒（いわき市四倉町、同市久之浜町境）</p> <p>基点第15号 北緯37度18分59秒、東経141度1分32秒（双葉郡富岡町、同郡楢葉町境）</p> <p>点そ 基点第12号から94度30分の線上、基点第12号から5,000メートルの点</p> <p>点な 基点第15号から90度の線上、基点第15号から6,160メートルの点</p> <p>点へ 北緯37度13分30秒、東経141度0分42秒の標柱（双葉郡広野町大字下北迫字東原73番1の標柱）</p> <p>点ト 点へから90度の線上、点へから1,550メートルの点</p> <p>点チ 点リから180度の線上、点リから400メートルの点</p> <p>点リ 点ヌから90度の線上、点ヌから2,350メートルの点</p> <p>点ヌ 北緯37度14分40秒、東経141度0分45秒の標柱（双葉郡楢葉町大字山田岡字シウ神山2番2の標柱）</p> <p>点ル 北緯37度17分56秒、東経141度1分25秒の標柱（双葉郡楢葉町大字波倉字原77番地の標柱）</p> <p>点オ 点ルから90度の線上、点ルから1,650メートルの点</p> <p>点ワ 基点第15号から90度の線上、基点第15号から1,600メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡楢葉町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第17号		
2 漁場の位置	双葉郡富岡町及び同郡大熊町地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第15号、各点ね、ら及び基点第16号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第16号、各点ハ、口及びイを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第15号、各点ワ、力及びヨを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第15号 北緯37度18分59秒、東経141度1分32秒（双葉郡富岡町、同郡檜葉町境）</p> <p>基点第16号 北緯37度25分37秒、東経141度2分1秒の標柱（双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱）</p> <p>点ね 基点第15号から90度の線上、基点第15号から2,000メートルの点</p> <p>点ら 基点第16号から90度の線上、基点第16号から2,000メートルの点</p> <p>点イ 北緯37度24分37秒、東経141度2分0秒の標柱（双葉郡大熊町大字夫沢字北原95番地の標柱）</p> <p>点口 点イから90度の線上、点イから1,500メートルの点</p> <p>点ハ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から1,500メートルの点</p> <p>点ワ 基点第15号から90度の線上、基点第15号から1,600メートルの点</p> <p>点力 点ヨから90度の線上、点ヨから1,650メートルの点</p> <p>点ヨ 北緯37度19分43秒、東経141度1分33秒の標柱（双葉郡富岡町大字毛萱字北畠33番地の標柱）</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
		第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで
		同	同
		同	同
		同	同
		同	同
		同	同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	双葉郡富岡町並びに同郡大熊町大字熊、大字小良浜、大字熊川及び大字小入野沢		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第18号		
2 漁場の位置	双葉郡富岡町及び同郡大熊町地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第15号、各点な、む及び基点第16号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第16号、各点ハ、口及びイを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第15号、各点ワ、カ及びヨを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第15号 北緯37度18分59秒、東経141度1分32秒（双葉郡富岡町、同郡檜葉町境）</p> <p>基点第16号 北緯37度25分37秒、東経141度2分1秒の標柱（双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱）</p> <p>点な 基点第15号から90度の線上、基点第15号から6,160メートルの点</p> <p>点む 基点第16号から90度の線上、基点第16号から7,400メートルの点</p> <p>点イ 北緯37度24分37秒、東経141度2分0秒の標柱（双葉郡大熊町大字夫沢字北原95番地の標柱）</p> <p>点口 点イから90度の線上、点イから1,500メートルの点</p> <p>点ハ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から1,500メートルの点</p> <p>点ワ 基点第15号から90度の線上、基点第15号から1,600メートルの点</p> <p>点カ 点ヨから90度の線上、点ヨから1,650メートルの点</p> <p>点ヨ 北緯37度19分43秒、東経141度1分33秒の標柱（双葉郡富岡町大字毛萱字北畑33番地の標柱）</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	双葉郡富岡町並びに同郡大熊町大字熊、大字小良浜、大字熊川及び大字小入野沢		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第19号		
2 漁場の位置	双葉郡浪江町、同郡双葉町及び南相馬市小高区地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第16号、各点ら、う、お及び基点第18号を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第16号、各点ハ、ニ及びホを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第16号 北緯37度25分37秒、東経141度2分1秒の標柱（双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱）</p> <p>基点第17号 北緯37度30分49秒、東経141度2分3秒の標柱（南相馬市、双葉郡浪江町境の標柱）</p> <p>基点第18号 北緯37度34分30秒、東経141度1分32秒の標柱（南相馬市小高区、同市原町区境の標柱）</p> <p>点ら 基点第16号から90度の線上、基点第16号から2,000メートルの点</p> <p>点う 基点第17号から90度の線上、基点第17号から2,500メートルの点</p> <p>点お 基点第18号から90度の線上、基点第18号から2,500メートルの点</p> <p>点ハ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から1,500メートルの点</p> <p>点二 点ホから90度の線上、点ホから1,500メートルの点</p> <p>点ホ 北緯37度26分28秒、東経141度2分6秒の標柱（双葉郡双葉町大字郡山字大原山63番地の標柱）</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	双葉郡浪江町大字請戸、大字中浜、大字棚塙及び大字幾世橋並びに同郡双葉町大字長塚並びに南相馬市小高区浦尻、塚原、村上及び角部内		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第20号		
2 漁場の位置	双葉郡浪江町及び同郡双葉町地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第16号、各点の、む及び基点第17号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第16号、各点ハ、ニ及びホを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第16号 北緯37度25分37秒、東経141度2分1秒の標柱（双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱）</p> <p>基点第17号 北緯37度30分49秒、東経141度2分3秒の標柱（南相馬市、双葉郡浪江町境の標柱）</p> <p>点む 基点第16号から90度の線上、基点第16号から7,400メートルの点</p> <p>点の 基点第17号から90度の線上、基点第17号から9,000メートルの点</p> <p>点ハ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から1,500メートルの点</p> <p>点二 点ホから90度の線上、点ホから1,500メートルの点</p> <p>点ホ 北緯37度26分28秒、東経141度2分6秒の標柱（双葉郡双葉町大字郡山字大原山63番地の標柱）</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第2種共同漁業 同 同 同 同	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	双葉郡浪江町大字請戸、大字中浜、大字棚塙及び大字幾世橋並びに同郡双葉町大字長塙並びに南相馬市小高区浦尻、塙原、村上及び角部内		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第21号		
2 漁場の位置	南相馬市原町区及び同市鹿島区地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第18号、各点お、く、や、ま及び基点第21号を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点イ、口、ハ、二、ホ、ヘ及びトを順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第18号 北緯37度34分30秒、東経141度1分32秒の標柱（南相馬市小高区、同市原町区境の標柱）</p> <p>基点第21号 北緯37度43分19秒、東経141度0分40秒の標柱（相馬市、南相馬市境の標柱）</p> <p>点お 基点第18号から90度の線上、基点第18号から2,500メートルの点</p> <p>点く 点おから354度48分31秒の線上、点おから7,031メートルの点</p> <p>点や 基点第20号から90度の線上、基点第20号から2,000メートルの点</p> <p>(基点第20号 北緯37度40分15秒、東経141度0分52秒の標柱 (南相馬市原町区、同市鹿島区境の標柱))</p> <p>点ま 基点第21号から90度の線上、基点第21号から2,500メートルの点</p> <p>点イ 基点第20号から359度55分02秒の線上、基点第20号から417メートルの点</p> <p>点口 点イから76度28分37秒の線上、点イから1,693メートルの点</p> <p>点ハ 点口から138度58分37秒の線上、点口から575メートルの点</p> <p>点二 点ハから183度27分09秒の線上、点ハから380メートルの点</p> <p>点ホ 点二から166度58分26秒の線上、点二から1,114メートルの点</p> <p>点ヘ 点ホから313度28分37秒の線上、点ホから213メートルの点</p> <p>点ト 点ヘから256度28分37秒の線上、点ヘから1,742メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
	第2種共同漁業	さけ角網漁業	9月1日から11月15日まで
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	南相馬市原町区及び同市鹿島区		
7 条件	角網漁業については、隣接地区の定置網の設置、船舶の航行及び他種漁業との摩擦を勘案して設置することとし、南相馬市原町区萱浜又は同区堀地先1力統、同市鹿島区鳥崎地先1力統、同区右田地先1力統、同区海老地先2力統とする。		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第22号		
2 漁場の位置	相馬市磯部及び蒲庭地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第21号、各点ま、け及び基点第23号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、①の区域を除いた区域</p> <p>基点第21号 北緯37度43分19秒、東経141度0分40秒の標柱（相馬市、南相馬市境の標柱）</p> <p>基点第23号 北緯37度47分23秒、東経140度59分10秒の標柱（相馬市旧磯部村と旧中村町との境から南の貝殻山の標柱）</p> <p>点ま 基点第21号から90度の線上、基点第21号から2,500メートルの点</p> <p>点け 基点第23号から90度の線上、基点第23号から4,500メートルの点</p> <p>① 次の各点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ4直線とによって囲まれた水面</p> <p>基点第22号 北緯37度46分1秒、東経140度59分28秒の標柱（相馬市磯部字大浜45の標柱）</p> <p>点イ 基点第22号から90度の線上、基点第22号から300メートルの点</p> <p>点ロ 基点第22号から90度の線上、基点第22号から1,300メートルの点</p> <p>点ハ 基点第22号から52度の線上、基点第22号から1,750メートルの点</p> <p>点ニ 基点第22号から19度の線上、基点第22号から1,100メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	相馬市磯部及び蒲庭		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第23号		
2 漁場の位置	相馬市磯部地先		
3 漁場の区域	次の基点第23号、各点け、ふ及び基点第24号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第23号 北緯37度47分23秒、東経140度59分10秒の標柱（相馬市旧磯部村と旧中村町との境から南の貝殻山の標柱） 基点第24号 北緯37度49分18秒、東経140度59分8秒（相馬市旧中村町、同市旧磯部村境） 点け 基点第23号から90度の線上、基点第23号から4,500メートルの点 点ふ 基点第24号から90度の線上、基点第24号から5,000メートルの点		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	相馬市		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第24号		
2 漁場の位置	相馬市原釜及び尾浜地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第24号、各点ふ、こ及び基点第26号を順次に結んだ3直線と各点ヒ、ミ及びシを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第26号を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第24号 北緯37度49分18秒、東経140度59分8秒（相馬市旧中村町、同市旧磯部村境）</p> <p>基点第26号 相馬市、相馬郡新地町境の標柱</p> <p>点ふ 基点第24号から90度の線上、基点第24号から5,000メートルの点</p> <p>点こ 基点第26号から90度の線上、基点第26号から7,000メートルの点</p> <p>点ヒ 北緯37度49分26秒、東経140度58分29秒（旧松川地内の通称別荘山南端と最大高潮時海岸線との接点）</p> <p>点ミ 北緯37度49分22秒、東経140度58分26秒（松川浦漁港防波堤（圍堤）突端）</p> <p>点シ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点</p> <p>点イ 相馬市原釜字大津地内の標柱</p> <p>点ロ 点イから13度30分の線上、点イから69メートルの点</p> <p>点ハ 点ロから295度30分の線上、点ロから92メートルの点</p> <p>点ニ 点ハから351度30分の線上、点ハから153メートルの点</p> <p>点ホ 点ニから8度30分の線上、点ニから103メートルの点</p> <p>点ヘ 点ホから6度の線上、点ホから399メートルの点</p> <p>点ト 基点第26号から90度の線上、基点第26号から1,120メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	相馬市原釜、尾浜及び新沼		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第25号		
2 漁場の位置	相馬郡新地町駒ヶ嶺地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第26号、各点こ、え及び基点第27号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第26号、各点ト、チ、リ、ル、オ、ワ及び基点第27号を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第26号 相馬市、相馬郡新地町境 基点第27号 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村、同町旧新地村境の標柱</p> <p>点こ 基点第26号から90度の線上、基点第26号から7,000メートルの点 点え 基点第27号から90度の線上、基点第27号から5,500メートルの点 点ト 基点第26号から90度の線上、基点第26号から1,120メートルの点 点チ 点トから8度の線上、点トから23メートルの点 点リ 点チから33度30分の線上、点チから573メートルの点 点ル 点リから86度の線上、点リから540メートルの点 点オ 点ルから76度の線上、点ルから76メートルの点 点ワ 点オから345度の線上、点オから385メートルの点</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	相馬市原釜、尾浜及び新沼並びに相馬郡新地町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	方位は、全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第26号		
2 漁場の位置	相馬郡新地町今泉、大戸浜、谷地小屋及び大字塙木崎地先		
3 漁場の区域	<p>次の基点第27号、各点え、て及び基点第28号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第27号、各点ワ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びツを順次に結んだ12直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第27号 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村、同町旧新地村境 基点第28号 福島県と宮城県との境界標柱</p> <p>点え 基点第27号から90度の線上、基点第27号から5,500メートルの点 点て 基点第28号から90度の線上、基点第28号から7,000メートルの点 点ワ 点力から165度の線上、点力から825メートルの点 (点ヨ 基点第27号から68度の線上、基点第27号から2,070メートルの点) 点力 点ヨから76度の線上、点ヨから76メートルの点 点ク 点力から76度の線上、点力から109メートルの点 点ケ 点クから19度20分の線上、点クから590メートルの点 点コ 点ケから18度50分の線上、点ケから450メートルの点 点サ 点コから20度の線上、点コから661メートルの点 点シ 点サから346度40分の線上、点サから1,027メートルの点 点ス 点シから199度40分の線上、点シから1,260メートルの点 (点ヨから3度50分の線上、点ヨから146メートルの点) 点セ 点スから254度40分の線上、点スから1,916メートルの点 点ツ 点セから190度10分の線上、点セから336メートルの点 点タ 点ツから199度の線上、点ツから352メートルの点 点タ (点タから206度40分の線上、点タから370メートルの点 (基点第27号から347度30分の線上、基点第27号から680メートルの点)</p>		
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	第1種共同漁業 同 同 同 同 同 同	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
6 関係地区	相馬郡新地町		
7 条件	なし		
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	方位は、全て真方位による。		

共同漁業権（案）

1 案の番号	共第27号
2 漁場の位置	相馬市、南相馬市及び相馬郡新地町地先
3 漁場の区域	<p>次の基点第17号、各点の、あ及び基点第28号を順次に結んだ3直線と各点ヒ、ミ及びヌを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ル、オ、ワ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びツを順次に結んだ22直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに各点①、②、③、④、⑤及び⑥を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第17号 北緯37度30分49秒、東経141度2分3秒の標柱（南相馬市、双葉郡浪江町境の標柱）</p> <p>基点第28号 福島県と宮城県との境界標柱</p> <p>点の 基点第17号から90度の線上、基点第17号から9,000メートルの点</p> <p>点あ 基点第28号から90度の線上、基点第28号から16,000メートルの点</p> <p>点ヒ 北緯37度49分26秒、東経140度58分29秒（旧松川地内の通称別荘山南端と最大高潮時海岸線との接点）</p> <p>点ミ 北緯37度49分22秒、東経140度58分26秒（松川浦漁港防波堤（囲堤）突端）</p> <p>点ヌ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点</p> <p>点イ 相馬市原釜字大津地内の標柱</p> <p>点ロ 点イから13度30分の線上、点イから69メートルの点</p> <p>点ハ 点ロから295度30分の線上、点ロから92メートルの点</p> <p>点ニ 点ハから351度30分の線上、点ハから153メートルの点</p> <p>点ホ 点ニから8度30分の線上、点ニから103メートルの点</p> <p>点ヘ 点ホから6度の線上、点ホから399メートルの点</p> <p>点ト 点ヘから8度30分の線上、点ヘから170メートルの点 (基点第26号から90度の線上、基点第26号から1,120メートルの点)</p> <p>(基点第26号 相馬市、相馬郡新地町境)</p> <p>点チ 点トから8度の線上、点トから23メートルの点</p> <p>点リ 点チから33度30分の線上、点チから573メートルの点</p> <p>点ル 点リから86度の線上、点リから540メートルの点</p> <p>点オ 点ルから76度の線上、点ルから76メートルの点</p> <p>点ワ 点オから345度の線上、点オから385メートルの点</p> <p>点カ 点ワから345度の線上、点ワから825メートルの点</p> <p>点ク 点ヨから76度の線上、点ヨから185メートルの点（点カから76度の線上、点カから109メートルの点）</p> <p>(点ヨ 基点第27号から68度の線上、基点第27号から2,070メートルの点)</p> <p>(基点第27号 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村、同町旧新地村境の標柱)</p> <p>点ケ 点クから19度20分の線上、点クから590メートルの点</p> <p>点コ 点ケから18度50分の線上、点ケから450メートルの点</p> <p>点サ 点コから20度の線上、点コから661メートルの点</p> <p>点シ 点サから346度40分の線上、点サから1,027メートルの点</p> <p>点ス 点シから199度40分の線上、点シから1,260メートルの点 (点ヨから3度50分の線上、点ヨから1,461メートルの点)</p> <p>点セ 点スから254度40分の線上、点スから1,916メートルの点</p> <p>点ソ 点セから190度10分の線上、点セから366メートルの点</p> <p>点タ 点ソから199度の線上、点ソから352メートルの点</p> <p>点ツ 点タから206度40分の線上、点タから370メートルの点</p>

	<p>(基点第27号から347度30分の線上、基点第27号から680メートルの点)</p> <p>点① 基点第20号から359度55分02秒の線上、基点第20号から417メートルの点</p> <p>(基点第20号 北緯37度40分15秒、東経141度0分52秒の標柱 (南相馬市原町区、同市鹿島区境の標柱))</p> <p>点② 点①から76度28分37秒の線上、点①から1,693メートルの点</p> <p>点③ 点②から138度58分37秒の線上、点②から2,040メートルの点</p> <p>点④ 点③から163度10分31秒の線上、点④から535メートルの点</p> <p>点⑤ 点④から223度28分37秒の線上、点⑤から500メートルの点</p> <p>点⑥ 点⑤から313度28分37秒の線上、点⑥から963メートルの点</p> <p>点⑦ 点⑥から256度28分37秒の線上、点⑦から1,742メートルの点</p>				
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期		
			1月1日から12月31日まで		
第2種共同漁業	磯魚刺し網漁業	同	同		
同	底魚刺し網漁業	同	同		
同	雑魚刺し網漁業	同	同		
同	かに刺し網漁業	同	同		
えび刺し網漁業	いわし・さば	同	同		
同	小型定置漁業	1月1日から11月15日まで			
5 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで				
6 関係地区	相馬市、南相馬市、相馬郡新地町、双葉郡浪江町及び同郡双葉町				
7 条件	<p>(1) 小型定置漁業については、隣接地区の定置網の設置、船舶の航行・停泊・けい留及び他種漁業との摩擦を勘案して設置しなければならない。</p> <p>(2) 設置位置は磯部地先1カ統とし、港湾法(昭和25年法律第218号)第12条第5項の規定により公示された水域施設を除いた区域に設置しなければならない。</p> <p>(3) 操業者は磯部地先については旧磯部漁業協同組合員である者に限る。</p>				
8 その他漁業権の設定に関し必要な事項	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。				

1 概 要

知事は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 62 条第 1 項の規定に基づき、その管轄に属する海面について、5 年ごとに海区漁場計画を定めるものとされている。

現在免許している漁業権の存続期間が令和 5 年 8 月 31 日で満了となることから、同年 9 月 1 日以降の海区漁場計画を定めるもの。

2 根拠法令等

法第 62 条、第 64 条

3 内 容

別紙福島海区漁場計画の案のとおり

※ 令和 4 年 11 月 21 日から同年 12 月 20 日まで、法第 64 条第 1 項の規定に基づき福島海区漁場計画の素案に対する利害関係人の意見聴取を実施した。

また、海区漁場計画の作成等について（令和 4 年 4 月 14 日付け 4 水管第 57 号水産庁長官通知。以下「技術的助言」という。）第 7 の 2 (1) に基づき関係機関への協議及び照会を実施した。

意見聴取及び協議並びに照会の結果、素案に対する意見は提出されなかつた。

この結果を踏まえ、素案の内容のとおり案を作成するが、素案において以下の箇所の修正を要することから、当該箇所を修正し、福島海区漁場計画の案とする。

(1) 案の番号：全て

法第 62 条第 2 項第 1 号及び技術的助言に基づき、以下のとおり修正する。

修正後	修正前
4 漁業の種類、 <u>漁業の名称</u> 及び 漁業時期	4 漁業の種類、_____名称及び 時期
(4 の表中) 漁業_時期	(4 の表中) 漁業の時期

(2) 案の番号：共第 21 号

「7 条件」中、地名の表記を以下のとおり修正する。

修正後	修正前
同市鹿島区烏崎地先 1 力統	同市鹿島区烏_地先 1 力統

4 質問予定

令和 5 年 1 月 24 日開催 第 22 期第 11 回福島海区漁業調整委員会で質問

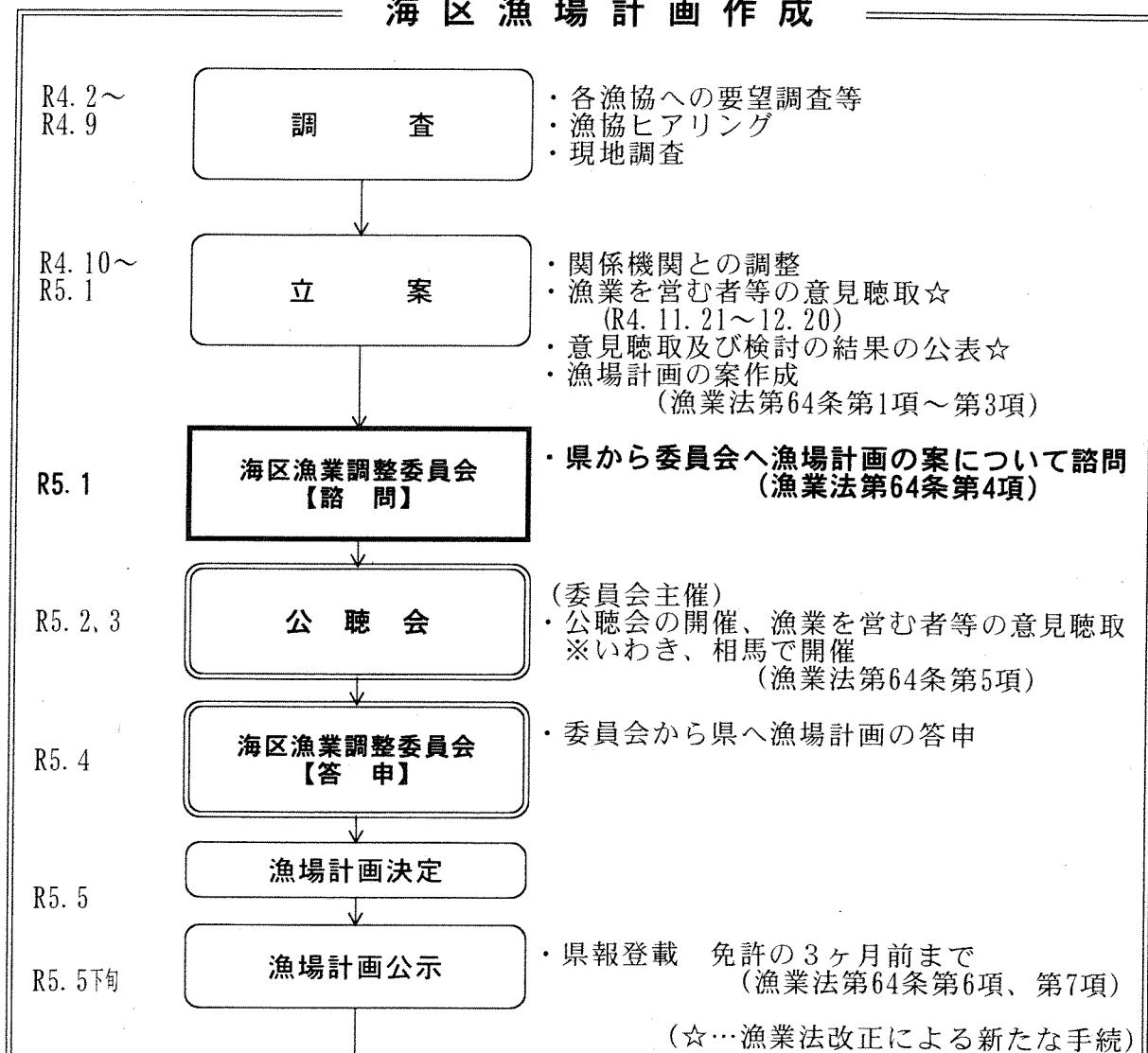
5 経過及び今後の予定

(参考) 漁業権切替事務の流れのとおり

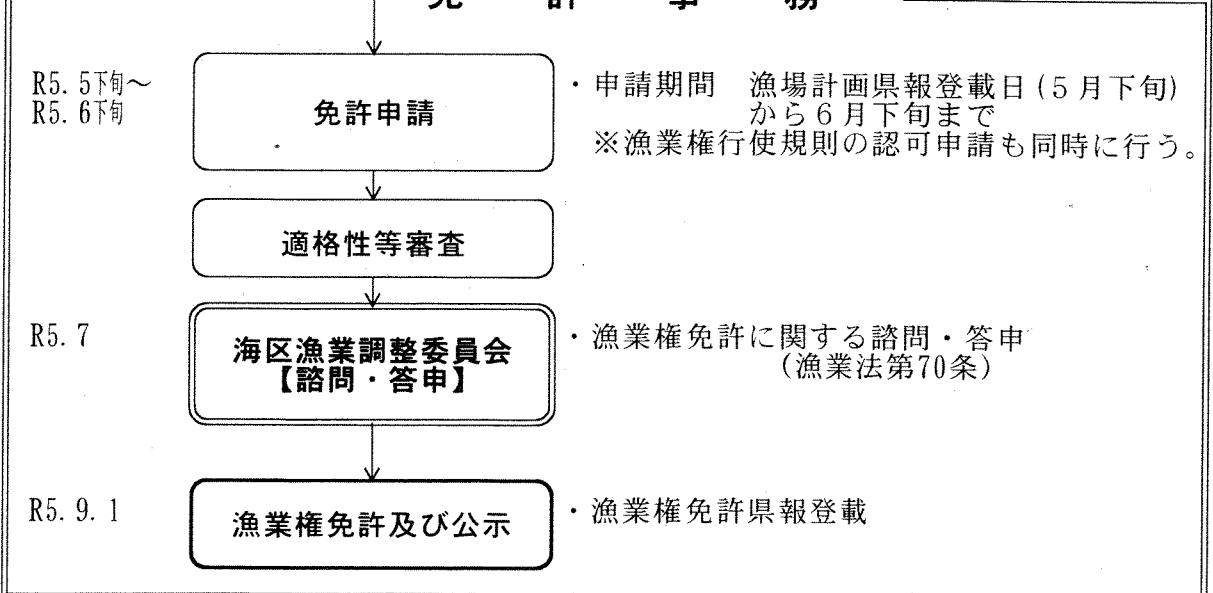
漁業権切替事務の流れ

(参考)

海区漁場計画作成



免許事務



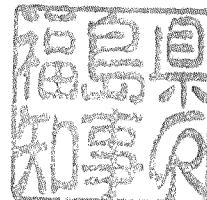
議案第3号



4 生流第 3656 号
令和 5 年 1 月 11 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間
及び許可の基準を定める件（諮問）

福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）
第 4 条第 1 項第 10 号に掲げる潜水器漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに同条第 7 項に掲げる許可の基準を別紙のとおり定めたいので、法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項及び規則第 11 条第 3 項並びに同条第 7 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 10 号に掲げる潜水器漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 5 年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第 1 制限措置

1 漁業種類

潜水器漁業

2 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

30 人

3 操業区域

漁業権者の同意があった第 1 種共同漁業権漁場

4 漁業時期

(1) 規則第 40 条第 1 項に掲げる表上欄の 11、13 及び 15 に規定する水産動物（あわび、ほっきがい及びうに）を採捕する場合は、同表中欄に規定する期間外であって、当該漁業権者が同意した期間内

(2) その他の水産動植物を採捕する場合は、漁業権者が同意した期間内

5 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

第 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年 2 月 24 日から同年 3 月 23 日まで

第 3 許可の有効期間

令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

潜水器漁業の許可の基準（案）

令和5年月日
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が、福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）第11条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位3の最下位とする。

順位1 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

順位2 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者から、この許可又は起業の認可を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

順位3 1年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者

1 概 要

潜水器漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）にあたり、福島県漁業調整規則第11条第1項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した漁業者の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

2 根拠法令等

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項
福島県漁業調整規則第11条第1項及び第7項

3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在の潜水器漁業の許可の有効期間が令和5年4月30日で満了する。令和5年5月1日からの許可等をするにあたり、制限措置等を定める必要がある。

また、制限措置で公示した漁業者の数を超える申請があった場合に許可等をする者を定めるため、許可の基準を定める必要がある。

4 制限措置等及び許可の基準の内容

制限措置等の内容、許可の有効期間及び許可の基準は以下のとおり定める。

項目	内 容
漁業種類	潜水器漁業
許可等をすべき漁業者の数※	以下のとおり
操業区域	取扱方針のとおり
漁業時期	福島県に住所を有する者
漁業を営む者の資格	令和5年2月24日から同年3月23日まで
許可等を申請すべき期間	令和5年5月1日から令和8年4月30日
許可の有効期間	沿岸漁業の経営安定の観点から、現に潜水器漁業の許可を受けている者を優先することとし、順位付けを行う。
許可の基準	

※ 許可等をすべき漁業者の数について

許可等をすべき漁業者の数の設定は、操業の実態や資源状況を勘案すべきところだが、令和3年においては、漁獲量が震災前の約2割に止まつておらず、判断できる状況ではない。

震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会を参考に、許可等をすべき漁業者の数を設定する。

(経過・今後の予定)

- 令和5年1月中旬～ 制限措置素案に関する意見聴取（水産課HP）
- 令和5年1月24日 福島海区漁業調整委員会に諮問・答申
- 令和5年2月下旬 制限措置等の告示（福島県報、水産課HP）
- 令和5年2月下旬～3月下旬 申請期間（1か月）
- 令和5年4月中旬 規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮問
- 令和5年4月下旬 許可証発給
- 令和5年5月1日～ 許可の有効期間開始

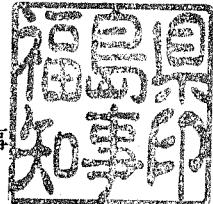
議案第4号



4生流第3477号
令和5年1月10日

福島海区漁業調整委員会長様

福島県知事



水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について（諮問）

令和4年7月1日に、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号 最終改正 平成30年法律第95号）第6条に基づき、国が水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を定めたことから、同法第7条の2により別紙のとおり計画を策定したいので、同条の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 實松 024-521-7376）

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」

(第8次福島県栽培漁業基本計画) の策定について

1 計画策定の目的

沿岸漁場整備開発法（第7条の2）及び同法施行令（第5条）に基づき、県栽培漁業基本計画を都道府県知事が策定できるものとされています。

現在の福島県の漁業は、試験操業を経て本格的な操業へと取り組む段階にあります。そして、県では令和3年12月に策定した福島県農林水産業振興計画（令和4～12年度）において、水産資源を管理しながら生産額を拡大する「ふくしま型漁業の実現」を目指すこととしており、その実現には栽培漁業による沿岸資源の維持及び増大が不可欠です。

令和4年7月1日に国が栽培漁業基本方針を策定したことから、新たに令和4～8年度の5か年の栽培基本計画を策定します。

2 基本計画の主要事項

- (1) 「ふくしま型漁業」の実現のために、相馬市に整備された水産資源研究所において震災前と同等の生産が可能となるよう、生産体制の再構築を図り、効果的かつ効率的な栽培漁業による資源の持続的利用の推進及び水産種苗の安定的な生産・供給体制の確立を図ります。
- (2) 放流種苗が他道県の海域まで回遊する広域種については、国、関係機関又は団体との連携のもと、効率的な種苗生産及び放流体制の強化に努めます。
- (3) 栽培漁業を推進する水産動物と目標は、以下のとおりとします。

単位：万尾、万個

種類	目標（令和8年度）		参考：県内放流実績	
	生産数量	県内放流数量	平成22年度 (震災前)	令和3年度
アワビ	100(殻長3cm)	100(殻長3cm)	44.4 (殻長3cm)	7.3 (殻長3cm)
ウニ	休止	—	16.3 (殻長1.5cm)	休止
ヒラメ	100(全長10cm)	100(全長10cm)	103 (全長10cm)	132 (全長10cm)
ホシガレイ	10(全長8cm)	10(全長8cm)	2.6 (全長8cm)	8 (全長6cm)

(4) 栽培漁業対象種の課題と取組み

ア アワビ

震災以後の資源状況の変化について把握し、持続的な資源利用に向けて、漁業者が行う取組みへの支援や技術的指導を行います。

イ ヒラメ

休止している種苗生産・放流体制について、漁業者団体等と協議のうえ、資源状況及び漁業の復興状況に応じたものへ再構築します。

ウ ホシガレイ

栽培漁業の事業化実証に向けて種苗生産の安定化及び効果的な放流手法の検討を進め、試験放流等を通じて栽培漁業による資源造成の効果を検証します。

エ 栽培漁業研究対象種

持続的な栽培漁業体制の確立に向け、対象魚種の拡大と種苗生産の低コスト化に向けた技術開発及び効果的な放流を行うための調査を行います。

1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）

2

3 令和5年1月10日

4

水 産 課

5

6 福島県の水産業は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」とする）
7 によって壊滅的な被害を受け、県の「つくり育てる漁業」の拠点として大熊町にあった水産
8 種苗研究所、ヒラメ栽培漁業振興施設及びアワビ・ウニ・アユ種苗生産施設は大きく損壊
9 しました。また、その後の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故
10 の影響により、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされ、当該施設も従来の場所での復旧が困難
11 な状況になりました。

12 漁業者は平成24年から水産物の出荷先における評価を調査する目的で試験操業に取り
13 組み、漁船、漁港、市場等の生産・流通体制については一定程度復旧したこと、震災前に行
14 っていたほぼ全ての漁法が操業可能となったこと、福島県沖の漁場については、一部の自粛
15 海域を除き震災前と同様の海域が利用可能となったこと、放射性物質の検査体制が構築さ
16 れ、福島県産の海産魚介類の安全性が確保され、また、令和3年3月末時点で放射性物質は
17 ほぼ検出されなくなったこと、出荷先都道府県数は、震災前とほぼ同様に回復し、市場にお
18 いて一定の評価を得ていることから、令和3年4月から本格的な操業へと取り組む段階に
19 移行しました。

20 （注）上記の「本格的な操業へと取り組む段階」に関する記述は、福島県漁業協同組合連合
21 会のホームページ「福島県の漁業について」（<http://www.fsgyoren.jf-net.ne.jp/>）より引用。
22

23 本県は令和3年12月に策定した「福島県農林水産業振興計画」において、栽培漁業の再
24 開に取り組むこととしており、相馬市に整備し平成31年2月から全面供用を開始した水
25 産資源研究所でアワビ、ヒラメ、アユの種苗生産再開の準備に取り組み、生産体制の再構築
26 を進めています。

27 さらに「福島県農林水産業振興計画」において、水産資源を管理しながら生産額を拡大す
28 る「ふくしま型漁業」の実現を目指すこととしており、その実現のために資源管理上効果の
29 ある対象種を見極めた上で重点化して栽培漁業を推進することにより沿岸漁業資源の維持
30 及び増大を図ることが重要です。

31 そこで、県では沿岸漁場整備開発法に基づき、国の「水産動物の種苗の生産及び放流並び
32 に水産動物の育成に関する基本方針（第8次栽培漁業基本方針）」を踏まえ、令和4年度か
33 ら令和8年度までの5か年間の本計画を策定し、効果的かつ効率的な栽培漁業による資源
34 の持続的利用の推進及び水産種苗の安定的な生産・供給体制の確立を図ります。
35

36 1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

1 (1) 水産種苗生産体制の再構築

2 大熊町にあった従前の施設と同等の生産能力を有する水産種苗研究・生産施設と
3 して相馬市に水産資源研究所を整備し、平成31年2月に全面供用を開始しました。

4 新施設においてもその能力を発揮し震災前と同等の生産が可能となるよう、生産
5 体制の再構築を図ります。

6 (2) 対象水産動物の選定

7 ア 栽培漁業推進対象種

8 本計画に基づき栽培漁業を推進する対象の水産動物を栽培漁業推進対象種と
9 し、その対象は、震災前の種苗放流の実績、漁獲実態及び震災後の資源状況を考
10 慮し、社会的、経済的情勢や技術開発の進捗状況、種苗生産施設の能力等を踏ま
11 え、決定します。

12 (ア) 地先種であるアワビの種苗放流の取組

13 アワビについては、持続的な漁業生産を確保し地域の漁業振興を図るた
14 め、適地に放流することを徹底しながら、積極的かつ重点的に種苗放流を
15 進めます。

16 (イ) 広域種であるヒラメの種苗放流の取組

17 ヒラメについては、資源管理と栽培漁業による資源の持続的利用を図る
18 ため、放流効果向上を目指すとともに、種苗放流が資源の維持・増大に及
19 ぼす効果を科学的に検証します。

20 (ウ) 希少種であるホシガレイの種苗放流の取組

21 単価が高く、資源量が少ないホシガレイについては、事業化を検証する
22 ために試験放流等を通じて栽培漁業による資源造成の効果を検証します。

23 イ 栽培漁業研究対象種

24 栽培漁業による資源の持続的利用を推進していくにあたり、今後の状況変化へ
25 の柔軟な対応が求められることから、栽培漁業推進対象種の追加や変更等に対応
26 できるよう、研究対象とする水産動物を栽培漁業研究対象種と定め、基礎的な試
27 験研究や技術開発に取り組みます。

28 (3) 本県での種苗生産体制が整うまでの種苗放流の継続

29 種苗放流を継続するため、県は放流用種苗の確保にかかる取組を支援します。

30 (4) 種苗生産の安定および省人・省力化

31 アクアレオウイルス感染症やパーキンサス症等種苗生産に壊滅的な被害を与える
32 疾病の発生・侵入防止技術の開発・導入や、ICTの導入により、生産の安定とコスト
33 の低減に努めます。

1
2 (5) 効果的な種苗放流の推進

3
4
栽培漁業が沿岸域の水産資源の維持・増大に寄与するよう、従来の調査手法に加え
5
6
て I C T 技術を活用し、種苗の特性に応じた放流時期や場所の改善や、県内唯一の潟
7
湖である相馬市にある松川浦の保育場としての機能を活用すること等により放流種
8
9
苗の生残率向上に努めます。

10
一方で沿岸域の環境変化に対応する必要がある場合、対象種の変更や放流手法の
11
見直し等必要な技術開発にも努めます。

12
また、自然適応能力が高い種苗の生産を推進します。

13 (6) 生態系等への配慮

14
15
国及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が策定した「栽培漁業における遺伝的
16
多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針（平成27年3月作成）」に基
17
づく種苗生産の推進により遺伝的な攪乱のリスクの低減に努めるとともに、種苗の
18
放流にあたっては、対象種の資源状況を把握し、他の水産動物に対する影響や生態系
19
の保全にも配慮します。

20 (7) 資源管理、水産基盤整備等との連携の強化

21
放流効果の向上を図り、また、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型栽培
22
漁業を推進するため、放流場周辺の操業自粛や小型魚保護等を行うなど資源管理等
23
との一体的な取組を進めます。

24
また、放流種苗を含めた幼稚魚の育成の場となる藻場、干潟等の環境・生態系の維
25
持・回復などの漁業者等が行う水産業の多面的機能の發揮に資する地域の活動を支
26
援します。

27 (8) 広域プランに基づく広域種の種苗放流による資源の持続的利用の推進

28
放流種苗が他道県の海域まで回遊する広域種（ヒラメ・マツカワ）については、本
29
県も参画している太平洋北海域栽培漁業推進協議会が策定する当該広域種の栽培漁
30
業広域プランに基づき、国、関係道県の連携のもと、効率的な種苗生産・放流体制の
31
強化に努めます。

32 (9) 種苗放流の合理性の検討

33
栽培漁業の実施にあたっては、種苗放流による経済効果や放流効果の範囲、公益性
34
の程度を考慮したうえで、経費負担等を検討・評価し継続的な実施体制の確立に努め
35
ます。

36
一方で期待した放流効果が得られない対象種や、目標とする安定した資源状態が

得られた対象種については、関係者と協議のうえ、種苗生産や放流の規模や手法を変更する等柔軟な対応を図ります。

さらに、資源評価を踏まえた資源管理上の効果も評価できるよう、栽培漁業推進対象種の資源評価に努めます。

2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類
本県において栽培漁業を推進する水産動物及びその研究に取り組む水産動物は次のとおりとします。

(1) 栽培漁業推進対象種

アワビ
ヒラメ
ホシガレイ
ウニ (休止中)

(2) 栽培漁業研究対象種

アイナメ
イシガレイ
キツネメバル
クロソイ
マコガレイ
シロメバル

その他、海水温の変動等により研究対象とするのが適当と判断される魚種

3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標

栽培漁業を推進する対象種ごとの令和8年度を目標とする種苗放流数量は次のとおりとします。

単位：万尾、万个

種類	目標（令和8年度）		参考：県内放流実績	
	生産数量	県内放流数量	平成22年度 (震災前)	令和3年度
アワビ	100(殻長3cm)	100(殻長3cm)	44.4 (殻長3cm)	7.3 (殻長3cm)
ウニ	休止	-	16.3 (殻長1.5cm)	休止
ヒラメ	100(全長10cm)	100(全長10cm)	103 (全長10cm)	132 (全長10cm)
ホシガレイ	10(全長8cm)	10(全長8cm)	2.6 (全長8cm)	8 (全長6cm)

生産及び放流にあたっては、漁業の復興状況及び漁業者団体の意見等を参考に数量の検討を行います。

4 特定水産動物育成事業に関する事項

放流効果が明らかな対象種については、必要に応じて沿岸漁場整備開発法第七条の二第2項第四号に定める特定水産動物育成事業の活用を検討します。

3

4 5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

5 (1) 技術開発水準の到達すべき段階

6 ア 栽培漁業推進対象種

種類	令和8年度における	令和3年度における	平成28年度における
	技術開発段階	技術開発段階	技術開発段階
アワビ	F	F	F
ヒラメ	F	F	F
ホシガレイ	E	C	C

7

8 イ 栽培漁業研究対象種

種類	令和8年度における	令和3年度における	平成28年度における
	技術開発段階	技術開発段階	技術開発段階
アイナメ	C	C	C
イシガレイ	C	B	B
キツネメバル	C	B	B
クロソイ	C	B	B
マコガレイ	C	B	B
シロメバル	C	B	B

10

11

12 (注) 上記の符号の技術開発段階は以下のとおり

13

A : 新技術開発期

14

種苗生産の基礎技術開発を行う。

15

B : 量産技術開発期

16

種苗生産の可能な種類について、種苗の量産技術の開発を行う。

17

C : 放流技術開発期

18

種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得るうえで最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。

19

D : 事業化検討期

20

対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。

21

E : 事業化実証期

22

種苗の生産・放流体制を整備したうえで、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。

1 F : 事業化実施期

2 持続的な栽培漁業が成立する。

3

4 (2) 栽培漁業対象種の課題及び取組

5 1に定める指針に基づく取組の他、栽培漁業対象種ごとの課題に対し、以下の事項
6 に取り組みます。

7 ア 栽培漁業推進対象種

8 (ア) アワビ

9 a 震災以後、種苗放流数と出漁日数が減少し、アワビ資源の利用状況が変
10 化したこと、漁獲されるアワビの大型個体の占める割合の増加や漁獲さ
11 れるアワビに占める人工種苗の割合が低下するなど、アワビの資源状況が
12 変化したことから、その状況を継続的に把握し、持続的に利用可能な状態
13 となるよう、漁業者が行う種苗放流を支援し、漁獲管理を指導します。

14 b 放流種苗の回収率の向上のため、生残に寄与する種苗の特性を検証する
15 とともに、漁場ごとに最適かつ効率的な放流方法を検討し、漁業者に対して
16 指導します。

17 c 餌となる海藻が消失しアワビの生息環境を悪化させる「磯焼け」が見ら
18 れることから、藻場造成や、磯焼けの原因の一つであるウニの生息密度調
19 整など漁業者が行う磯焼け対策を支援します。

20

21 (イ) ヒラメ

22 a 無眼側の体色異常が市場価格の低下につながらないよう、体色異常低減
23 を含む種苗生産技術の改良に取り組むとともに、更なる放流効果の向上を
24 図るため、放流技術及び資源管理技術の検証と改良に取り組みます。

25 b 震災後、種苗生産施設の損壊や漁業の操業自粛を余儀なくされたこと等
26 から休止した従前の種苗生産・放流体制について、漁業者団体等と協議、検
27 討のうえ、資源状況及び漁業の復興状況に応じたものへ再構築します。

28

29 (ウ) ホシガレイ

30 a 種苗生産においてふ化仔魚期から着底までの生残率は向上したが、着底
31 以降の生残率の向上や形態異常個体の出現率の低減に課題があり、さらな
32 る技術開発が必要であることから、種苗生産研究を継続し、栽培漁業の事業
33 化実証に必要な数量の種苗を安定して生産する技術を開発します。

34 b 効果的な種苗放流を行うための情報が不足していることから、放流効果
35 の向上を図るため、放流に適切な時期、場所、サイズ等について評価し、効
36 果的な放流技術を開発します。

1 c 持続的な種苗生産・放流体制の確立には、適正な費用負担体制及び資源管
2 理体制が必要であることから、市場調査で放流による経済効果を把握する
3 ことで、適正な費用負担規模や全長規制による資源管理効果を検証します。
4

5 (エ) ウニ

- 6 a ウニ種苗生産については当面休止とし、種苗生産の再開については新施
7 設における生産体制の再構築の後に状況に応じて検討します。
8 b 一方で、震災後に一部の漁場でウニの大幅な減少が確認されていること
9 から、それらの漁場における種苗放流の有効性を検討するために行う他の
10 漁場で駆除したウニの移植などの漁業者の取組を支援します。

12 イ 栽培漁業研究対象種

13 (ア) アイナメ、イシガレイ、キツネメバル、クロソイ、マコガレイ、シロメバル

14 a 水産種苗の安定的な生産・供給体制の確立には対象魚種の拡大と種苗生
15 産の低コスト化が不可欠です。

16 このため、種苗の大量生産技術やその輸送技術等の開発及び、効果的な放
17 流を行うため適切な放流時期や場所等の調査を行います。

19 6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

20 (1) 対象種について、県の漁業調査船を用いた調査等に加え、漁業者等の協力を得なが
21 ら、その資源状態及び種苗放流による増殖効果、経済効果等を把握します。

23 (2) 天然資源を含めた対象種の資源管理を行うため、生態や資源変動要因等の調査を行
24 います。

27 7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

28 (1) 国や関係道県、国立研究開発法人水産研究・教育機構等の関係団体と協力し栽培漁
29 業の効率的かつ計画的な推進を図り、放流種苗が他の道県まで回遊する広域種につ
30 いては、太平洋北海域栽培漁業推進協議会のもと、広域的な連携を強化します。

32 (2) 栽培漁業を通じて得られた対象種の生態的知見や飼育技術等は、試験研究機関等に
33 より資源管理や養殖業等他の水産業分野に速やかに活用されるよう努めます。

35 (3) 公益財団法人福島県栽培漁業協会が行う栽培漁業用の種苗生産や一般財団法人福
36 島県漁業振興基金が行う栽培漁業事業の運営を支援し、連携して推進します。

- 1
- 2 (4) 漁業者をはじめ遊漁者を含めた県民に向け、栽培漁業に関する情報発信を行い、放
3 流種苗や天然の小型魚介類の保護育成等、資源管理の必要性について啓発し、栽培漁
4 業を円滑に推進します。
- 5
- 6 (5) 水産動物の種苗の放流及び育成にあたっては、沿岸海域における漁業操業、公共事
7 業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し、尊重します。
- 8
- 9 (6) 本計画の期間は令和8年度末までとします。なお、本計画期間中に国の栽培漁業基
10 本方針の見直しが行われる場合及び沿岸漁業の復興状況により必要が生じた場合に
11 は、本計画の見直しについて検討します。

新旧対照表

新	旧	備考
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画	<p>前段</p> <p>福島県の水産業は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」とする）によって壊滅的な被害を受け、県の「つくり育てる漁業」の拠点として太熊町にあった水産種苗研究所、ヒラメ栽培漁業振興施設及びアワビ・ウニ・アユ種苗生産施設は大きく損壊しました。また、その後の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響により、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされ、当該施設も従来の場所での復旧が困難な状況になりました。</p> <p>漁業者は平成24年から水産物の出荷先における評価を調査する目的で試験操業に取り組み、漁船、漁港、市場等の生産・流通体制については一定程度復旧したこと、震災前に行っていたほぼ全ての漁法が操業可能となつたこと、福島県沖の漁場については、一部の自肃海域を除き震災前と同様の海域が利用可能となつたこと、放射性物質の検査体制が構築され、福島県産の海産魚介類の安全性が確保され、また、令和3年3月末時点で放射性物質はほぼ検出されなくなつたこと、出荷先都道府県数は、震災前とほぼ同様に回復し、市場において一定の評価を得ていることから、令和3年4月から本格的な操業へと取り組む段階に移行しました。</p> <p>（注）上記の「本格的な操業へと取り組む段階」に関する記述は、福島県漁業協同組合連合会のホームページ「福島県の漁業について」（http://www.fsgyoren.jfn.net.jp/）より引用</p> <p>本県は令和3年12月に策定した「福島県農林水産業振興計画」において、耕植漁業の再開に取り組むこととしており、相馬市に整備し平成31年2月から全面供用を開始した水産資源研究所でアワビ、ヒラメ、アユの種苗生産再開の準備に取り</p> <p>福島県の水産業は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」とする）によって壊滅的な被害を受け、県の「つくり育てる漁業」の拠点であった水産種苗研究所、ヒラメ栽培漁業振興施設及びアワビ・ウニ・アユ種苗生産施設は大きく損壊しました。また、その後の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響により、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされ、当該施設も従来の場所での復旧が困難な状況になりました。</p> <p>当該事故による水産物への放射性物質の影響についてはこれまでの検査によつて多くの魚種で安全性が確認されており、漁業者はそれらの魚種で水産物の出荷先における評価を調査する目的での試験的な操業に取り組んでいます。</p> <p>また、沿岸漁業資源を維持するため、種苗放流を継続する必要があることから、公益財団法人福島県栽培漁業協会（以下「福機協」とする）は他県等の種苗生産機関の協力のもと、沿岸へ放流する種苗の確保に取り組んでおり、從来より小規模で</p>

新旧対照表

新	旧	備考
組み、生産体制の再構築を進めています。	<p>はあるものの、ヒラメは平成24年度から、アワビは平成25年度から種苗放流を再開しています。加えて、これまで種苗生産及び放流技術の研究に取り組んできたホシガレイについても、平成26年度から種苗放流試験を再開しています。</p>	
さらに「福島県農林水産業振興計画」において、水産資源を管理しながら生産額を拡大する「ふくしま型漁業」の実現を目指すこととしており、その実現のために資源管理上効果のある対象種を見極めた上で重点化して栽培漁業を推進することにより沿岸漁業資源の維持及び増大を図ることが重要です。	<p>さらに本県は平成25年3月に策定した「ふくしま農林水産業新生プラン」において、水産種苗生産体制の再構築に取り組むこととしており、平成26年6月から水産種苗研究・生産施設（仮称）の再整備を進めています。</p> <p>今後栽培漁業による沿岸漁業資源の維持及び増大は、漁家経営を豊かで安定したものとするためにますます重要なものとなると考えられます。</p>	
そこで、県では沿岸漁場整備開発法に基づき、国の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（第8次栽培漁業基本方針）」を踏まえ、令和4年度から令和8年度までの5か年間の本計画を策定し、効果的かつ効率的な栽培漁業による資源の持続的利用の推進及び水産種苗の安定的な生産・供給体制の確立を図ります。	<p>そこで、県では沿岸漁場整備開発法に基づき、国の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（第7次栽培漁業基本方針）」を踏まえ、平成29年度から平成33年度までの5か年間の本計画を策定し、効果的かつ効率的な栽培漁業の持続的な推進を図ります。</p>	<p>1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針</p> <p>(1) 水産種苗生産体制の再構築</p> <p>大熊町にあった従前の施設と同等の生産能力を有する水産種苗研究・生産施設として、相馬市に水産資源研究所を整備し、平成31年2月に全面供用を開始しました。</p> <p>新施設においてもその能力を發揮し震災前と同等の生産が可能となるよう、生産体制の再構築を図ります。</p>

新旧対照表

新		旧		備考
種類	生産サイズ	生産可能数量		
アワビ	殻長3cm	100万個		
ヒラメ	全長10cm	100万尾		
(アユ)※	(全長5.5~6cm)	(300万尾)		
			※参考として記載	

(2) 対象水産動物の選定

ア 栽培漁業推進対象種

本計画に基づき栽培漁業を推進する対象の水産動物を栽培漁業推進対象種とし、その対象は、震災前の種苗放流の実績、漁獲実態及び震災後の資源状況を考慮し、社会的、経済的情勢や技術開発の進捗状況、種苗生産施設の能力等を踏まえ、決定します。

(ア) 地先種であるアワビの種苗放流の取組

アワビについては、持続的な漁業生産を確保し地域の漁業振興を図るため、適地に放流することを徹底しながら、積極的かつ重点的に種苗放流を進めます。

(イ) 広域種であるヒラメの種苗放流の取組

ヒラメについては、資源管理と栽培漁業による資源の持続的利用を図るため、放流効果向上を目指すとともに、種苗放流が資源の維持・増大に及ぼす効果を科学的に検証します。

(ウ) 希少種であるホシガレイの種苗放流の取組

ホシガレイについては、事業化を検証するため試験放流等を通じて栽培漁業による資源造成の効果を検証します。

新旧対照表

新	旧	備考
<p>栽培漁業研究対象種</p> <p>栽培漁業による資源の持続的利用を推進して行くにあたり、今後の状況変化への柔軟な対応が求められることから、対象種の追加や変更等に対応できるよう、研究対象とする水産動物についても定め、基礎的な試験研究や技術開発に取り組みます。</p> <p>(3) 本県での種苗生体制が整うまでの種苗放流の継続種苗放流を継続するため、県は放流用種苗の確保にかかる取組を支援します。</p> <p>(4) 種苗生産の安定</p> <p>アクアレオウイルス感染症やパーキンサンサス症等種苗生産に壊滅的な被害を与える疾病的発生・侵入防止技術の開発・導入により、生産の安定とコストの低減に努めます。</p> <p>(5) 効果的な種苗放流の推進</p> <p>栽培漁業が沿岸資源の維持・増大に寄与するよう、従来の調査手法に加えてICT技術を活用し、適期適地放流等種苗の特性に応じた放流手法の改善や、県内唯一の潟湖である松川浦の保育場としての機能を活用すること等により放流種苗の生残率向上に努めます。</p> <p>一方で沿岸域の環境変化に対応する必要がある場合、対象種の変更や放流</p>	<p>また、栽培漁業を持続的に推進して行くにあたり、今後の状況変化への柔軟な対応が求められることから、対象種の追加や変更等に対応できるよう、研究対象とする水産動物についても定め、基礎的な試験研究や技術開発に取り組みます。</p> <p>(3) 本県での種苗生体制が整うまでの種苗放流の継続種苗放流を継続するため、県は福栽協が行う放流用種苗の確保にかかる取組を支援します。</p> <p>(4) 種苗生産の安定</p> <p>アクアレオウイルス感染症やパーキンサンサス症等種苗生産に壊滅的な被害を与える疾病的発生・侵入防止技術の開発・導入により、生産の安定とコストの低減に努めます。</p> <p>(5) 効果的な種苗放流の推進</p> <p>栽培漁業が沿岸資源の維持・増大に寄与するよう、適期適地放流等種苗の特性に応じた放流手法の改善や、松川浦の保育場としての機能を活用すること等により放流種苗の生残率向上に努めます。</p> <p>一方で沿岸域の環境変化に対応する必要がある場合、対象種の変更や放流</p>	

新旧対照表

新	旧	備考
手法の見直し等必要な技術開発にも努めます。 また、自然適応能力が高い種苗の生産を推進します。	手法の見直し等必要な技術開発にも努めます。 また、遺伝的多様性に配慮し、自然適応能力が高い種苗の生産を推進します。	
(6) 生態系等への配慮	(6) 生態系等への配慮	
国及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が策定した「栽培漁業における遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針(平成27年3月作成)」に基づく種苗生産により遺伝的な混乱のリスクの低減に努めるとともに、種苗の放流にあたっては、対象種の資源状況に対する影響や生態系の保全にも配慮します。	国及び国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「水研機構」とする)が策定した「栽培漁業における遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針(平成27年3月作成)」に基づく種苗生産の推進により生物多様性の保全に努めるとともに、種苗の放流にあたっては、対象種の資源状況を把握し、他の水産動物に対する影響や生態系の保全にも配慮します。	
(7) 資源管理、水産基盤整備等との連携の強化	(7) 資源管理、水産基盤整備等との連携の強化	
放流効果の向上を図り、また、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型栽培漁業を推進するため、放流場周辺の操業自粛や小型魚保護等を行うなど資源管理、水産基盤整備事業等との一体的な取組を進めます。	放流効果の向上を図り、また、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型栽培漁業を推進するため、放流場周辺の操業自粛や小型魚保護等を行うなど資源管理、津波による漁場被害への対策、水産基盤整備事業等との一体的な取組を進めます。	
また、放流種苗を含めた幼稚魚の育成の場となる藻場、干潟等にについての環境・生態系の維持・回復などの漁業者等が行う水産業の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援します。	また、放流種苗を含めた幼稚魚の育成の場となる藻場、干潟等について漁業者等が取り組む環境、生態系保全のための活動を支援します。	
(8) 広域プランに基づく広域種の種苗放流による資源の持続的利用の推進	(8) 広域プランに基づく広域種の種苗放流の推進	
放流種苗が他の道県まで回遊する広域種(ヒラメ・マツカワ)については、本県も参画している太平洋北海域栽培漁業推進協議会(以下「太平洋北栽培協議会」とする)が策定する当該広域種の栽培漁業広域プランに基づき、国、関係道県の連携のもと、効率的な種苗生産・放流体制の強化に努めます。	放流種苗が他の道県まで回遊する広域種(ヒラメ・マツカワ)については、本県も参画している太平洋北海域栽培漁業推進協議会(以下「太平洋北栽培協議会」とする)が策定する当該広域種の栽培漁業広域プランに基づき、国、関係道県の連携のもと、効率的な種苗生産・放流体制の強化に努めます。	

新旧対照表

新	旧	備考
(9) 種苗放流の合理性の検討 栽培漁業の実施にあたっては、種苗放流による経済効果や放流効果の範囲、公益性の程度を考慮したうえで、経費負担等を検討・評価し継続的な実施体制の確立に努めます。 一方で期待した効果が得られない対象種や、目標とする安定した資源状態が得られた対象種については、関係者と協議のうえ、種苗生産や放流の規模や手法を変更する等柔軟な対応を図ります。 さらに、資源評価を踏まえた資源管理上の効果も評価できるよう、栽培漁業推進対象種の資源評価に努めます。	(9) 種苗放流の合理性の検討 栽培漁業の実施にあたっては、種苗放流による経済効果や放流効果の範囲、公益性の程度を考慮したうえで、経費負担等を検討・評価し継続的な実施体制の確立に努めます。 一方で期待した効果が得られない対象種や、目標とする安定した資源状態が得られた対象種については、関係者と協議のうえ、種苗生産や放流の規模や手法を変更する等柔軟な対応を図ります。	
2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類 本県において栽培漁業を推進する水産動物及びその研究に取り組む水産動物は次のとおりとします。 (1) 栽培漁業推進対象種 アワビ ヒラメ ホシガレイ ウニ(休止中)	2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類 本県において栽培漁業を推進する水産動物及びその研究に取り組む水産動物は次のとおりとします。 (1) 栽培漁業推進対象種 アワビ ヒラメ ホシガレイ ウニ(休止中)	(1) 栽培漁業推進対象種 アワビ ヒラメ ホシガレイ ウニ(第7次計画で休止した。) (2) 栽培漁業研究対象種 アイナメ イシガレイ キツネメバル

新旧対照表

	新	旧	備考
クロソイ	クロソイ		
マコガレイ	マコガレイ		
シロメバル	シロメバル		
その他、気候変動等により研究対象とするのが適当と判断される魚種			
3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標 栽培漁業を推進する対象種ごとの令和8年度を目標とする種苗放流数量は次のとおりとします。	3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標 栽培漁業を推進する対象種ごとの平成33年度を目標とする種苗放流数量は次のとおりとします。	3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標 栽培漁業を推進する対象種ごとの平成33年度を目標とする種苗放流数量は次のとおりとします。	
3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標 栽培漁業を推進する対象種ごとの令和8年度を目標とする種苗放流数量は次のとおりとします。	3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標 栽培漁業を推進する対象種ごとの令和8年度を目標とする種苗放流数量は次のとおりとします。	3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標 栽培漁業を推進する対象種ごとの平成33年度を目標とする種苗放流数量は次のとおりとします。	
生産及び放流にあたっては、漁業の復興状況及び漁業者団体の意見等を参考に数量の検討を行います。	生産及び放流にあたっては、漁業の復興状況及び漁業者団体の意見等を参考に数量の検討を行います。	生産及び放流にあたっては、漁業の復興状況及び漁業者団体の意見等を参考に数量の検討を行います。	
4 特定水産動物育成事業に関する事項 放流効果が明らかな対象種については、必要に応じて沿岸漁場整備開発法第七条の二第2項第四号に定める特定水産動物育成事業の活用を検討します。	4 特定水産動物育成事業に関する事項 放流効果が明らかな対象種については、必要に応じて沿岸漁場整備開発法第七条の二第2項第四号に定める特定水産動物育成事業の活用を検討します。	4 特定水産動物育成事業に関する事項 放流効果が明らかな対象種については、必要に応じて沿岸漁場整備開発法第七条の二第2項第四号に定める特定水産動物育成事業の活用を検討します。	

種類	目標(令和8年度)		参考：県内放流実績	目標(平成33年度)	参考：県内放流実績
	生産数量	県内放流数量			
アワビ	100(殻長3cm)	100(殻長3cm)	(平成22年度) (震災前)	44.4(殻長3cm)	100(殻長3cm)
ウニ	休止	—	(殻長3cm)	7.3(殻長3cm)	44.4(殻長3cm)
ヒラメ	100(全長10cm)	100(全長10cm)	(殻長1.5cm)	16.3(殻長1.5cm)	休止
ホシガレイ	10(全長8cm)	10(全長8cm)	(全長10cm)	132(全長10cm)	100(全長10cm)
			(全長8cm)	2.6(全長8cm)	100(全長8cm)
			(全長6cm)	8(全長6cm)	10(全長8cm)

種類	目標(令和8年度)		参考：県内放流実績	目標(平成33年度)	参考：県内放流実績
	生産数量	県内放流数量			
アワビ	100(殻長3cm)	100(殻長3cm)	(平成22年度) (震災前)	44.4(殻長3cm)	100(殻長3cm)
ウニ	休止	—	(殻長3cm)	7.3(殻長3cm)	44.4(殻長3cm)
ヒラメ	100(全長10cm)	100(全長10cm)	(殻長1.5cm)	16.3(殻長1.5cm)	休止
ホシガレイ	10(全長8cm)	10(全長8cm)	(全長10cm)	132(全長10cm)	100(全長10cm)
			(全長8cm)	2.6(全長8cm)	100(全長8cm)
			(全長6cm)	8(全長6cm)	10(全長8cm)

種類	目標(平成33年度)		参考：県内放流実績	目標(平成22年度)	参考：県内放流実績
	生産数量	県内放流数量			
アワビ	100(殻長3cm)	100(殻長3cm)	(震災前)	44.4(殻長3cm)	44.4(殻長3cm)
ウニ	休止	—	(殻長3cm)	—	5.6(殻長1.5～3cm)
ヒラメ	100(全長10cm)	100(全長10cm)	(全長10cm)	103(全長10cm)	16.6(殻長1.5cm)
ホシガレイ	10(全長8cm)	10(全長8cm)	(全長8cm)	10(全長8cm)	10(全長6cm)
			(全長8cm)	2.6(全長8cm)	0.3(全長8cm)

種類	目標(平成33年度)		参考：県内放流実績	目標(平成22年度)	参考：県内放流実績
	生産数量	県内放流数量			
アワビ	100(殻長3cm)	100(殻長3cm)	(震災前)	44.4(殻長3cm)	44.4(殻長3cm)
ウニ	休止	—	(殻長3cm)	—	5.6(殻長1.5～3cm)
ヒラメ	100(全長10cm)	100(全長10cm)	(全長10cm)	103(全長10cm)	16.6(殻長1.5cm)
ホシガレイ	10(全長8cm)	10(全長8cm)	(全長8cm)	10(全長8cm)	10(全長6cm)
			(全長8cm)	2.6(全長8cm)	0.3(全長8cm)

この目標は、平成30年度に水産種苗研究・生産施設(仮称)が完成していることを前提に設定したものです。

生産及び放流にあたっては、漁業の復興状況及び漁業者団体の意見等を参考に数量の検討を行います。
ウニについては、資源が高水準であること及び漁業者からの種苗生産の要望が減少していること等から、種苗生産を当面休止します。

4 特定水産動物育成事業に関する事項
放流効果が明らかな対象種については、必要に応じて沿岸漁場整備開発法第七条の二第2項第四号に定める特定水産動物育成事業の活用を検討します。

新旧対照表

新	旧	備考																																																																																						
<p>5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項</p> <p>(1) 技術開発水準の到達すべき段階</p> <p>ア 栽培漁業推進対象種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>令和8年度における令和3年度における平成28年度における技術開発段階</th> <th>技術開発段階</th> <th>技術開発段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アワビ</td> <td>F</td> <td>F</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>ヒラメ</td> <td>F</td> <td>F</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>ホシガレイ</td> <td>E</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 栽培漁業研究対象種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>令和8年度における令和3年度における平成28年度における技術開発段階</th> <th>技術開発段階</th> <th>技術開発段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイナメ</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>イシガレイ</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>キツネメバル</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>クロソイ</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>マコガレイ</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>シロメバル</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の符号の技術開発段階は以下のとおり</p> <p>A : 新技術開発期 種苗生産の基礎技術開発を行う。</p> <p>B : 量産技術開発期 種苗生産の可能な種類について、種苗の量産技術の開発を行う。</p> <p>C : 放流技術開発期</p> <p>5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項</p> <p>(1) 技術開発水準の到達すべき段階</p> <p>ア 栽培漁業推進対象種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>平成33年度における技術開発段階</th> <th>平成28年度における技術開発段階</th> <th>平成22年度における技術開発段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アワビ</td> <td>F</td> <td>F</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>ヒラメ</td> <td>F</td> <td>F</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>ホシガレイ</td> <td>D~E</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 栽培漁業研究対象種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>平成33年度における技術開発段階</th> <th>平成28年度における技術開発段階</th> <th>平成22年度における技術開発段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アイナメ</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>イシガレイ</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>キツネメバル</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>クロソイ</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>マコガレイ</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>シロメバル</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の符号の技術開発段階は以下のとおり</p> <p>A : 新技術開発期 種苗生産の基礎技術開発を行う。</p> <p>B : 量産技術開発期 種苗生産の可能な種類について、種苗の量産技術の開発を行う。</p> <p>C : 放流技術開発期</p>	種類	令和8年度における令和3年度における平成28年度における技術開発段階	技術開発段階	技術開発段階	アワビ	F	F	F	ヒラメ	F	F	F	ホシガレイ	E	C	C	種類	令和8年度における令和3年度における平成28年度における技術開発段階	技術開発段階	技術開発段階	アイナメ	C	C	C	イシガレイ	C	B	B	キツネメバル	C	B	B	クロソイ	C	B	B	マコガレイ	C	B	B	シロメバル	C	B	B	種類	平成33年度における技術開発段階	平成28年度における技術開発段階	平成22年度における技術開発段階	アワビ	F	F	F	ヒラメ	F	F	F	ホシガレイ	D~E	C	C	種類	平成33年度における技術開発段階	平成28年度における技術開発段階	平成22年度における技術開発段階	アイナメ	C	C	C	イシガレイ	C	B	B	キツネメバル	C	B	B	クロソイ	C	B	B	マコガレイ	C	B	B	シロメバル	C	B	B
種類	令和8年度における令和3年度における平成28年度における技術開発段階	技術開発段階	技術開発段階																																																																																					
アワビ	F	F	F																																																																																					
ヒラメ	F	F	F																																																																																					
ホシガレイ	E	C	C																																																																																					
種類	令和8年度における令和3年度における平成28年度における技術開発段階	技術開発段階	技術開発段階																																																																																					
アイナメ	C	C	C																																																																																					
イシガレイ	C	B	B																																																																																					
キツネメバル	C	B	B																																																																																					
クロソイ	C	B	B																																																																																					
マコガレイ	C	B	B																																																																																					
シロメバル	C	B	B																																																																																					
種類	平成33年度における技術開発段階	平成28年度における技術開発段階	平成22年度における技術開発段階																																																																																					
アワビ	F	F	F																																																																																					
ヒラメ	F	F	F																																																																																					
ホシガレイ	D~E	C	C																																																																																					
種類	平成33年度における技術開発段階	平成28年度における技術開発段階	平成22年度における技術開発段階																																																																																					
アイナメ	C	C	C																																																																																					
イシガレイ	C	B	B																																																																																					
キツネメバル	C	B	B																																																																																					
クロソイ	C	B	B																																																																																					
マコガレイ	C	B	B																																																																																					
シロメバル	C	B	B																																																																																					

新旧対照表

新	旧	備考
<p>種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得るうえで最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。</p> <p>D：事業化検討期</p> <p>対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。</p> <p>E：事業化実証期</p> <p>種苗の生産・放流体制を整備したうえで、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。</p> <p>F：事業化実施期</p> <p>持続的な栽培漁業が成立する。</p>	<p>種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得るうえで最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。</p> <p>D：事業化検討期</p> <p>対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。</p> <p>E：事業化実証期</p> <p>種苗の生産・放流体制を整備したうえで、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。</p> <p>F：事業化実施期</p> <p>持続的な栽培漁業が成立する。</p>	<p>(2) 栽培漁業対象種の課題及び取組</p> <p>1に定める指針に基づく取組の他、栽培漁業対象種ごとの課題に対し、以下の事項に取り組みます。</p> <p>ア 栽培漁業推進対象種</p> <p>(ア) アワビ</p> <p>a 震災以後、それまでと大きく資源状況が変化したことから、その状況を継続的に把握し、持続的に利用可能な状態となるよう、漁業者が行う種苗放流を支援し、漁獲管理を指導します。</p> <p>b 放流種苗の回収率の向上のため、生残に寄与する種苗の特性を検証するとともに、漁場ごとに最適かつ効率的な放流方法を検討し、</p>

新旧対照表

	新	旧	備考
	漁業者に対して指導します。	漁業者に対して指導します。	
c	海藻が消失しアワビの生息環境を悪化させる「磯焼け」が見られることから、藻場造成や、磯焼けの原因の一つであるウニの生息密度調整など漁業者が行う磯焼け対策を支援します。	c 海藻が消失しアワビの生息環境を悪化させる「磯焼け」が見られることから、藻場造成や、磯焼けの原因の一つであるウニの生息密度調整など漁業者が行う磯焼け対策を支援します。	
(イ) ヒラメ	(イ) ヒラメ	(イ) ヒラメ	
a	無眼側の体色異常が市場価格の低下につながらないよう、体色異常低減を含む種苗生産技術開発に取り組むとともに、更なる放流効果の向上を図るため、放流技術及び資源管理技術の検証と改良に取り組みます。	a 無眼側の体色異常が市場価格の低下につながっていることから、体色異常低減を含む種苗生産技術開発に取り組むとともに、更なる放流効果の向上を図るため、放流技術及び資源管理技術の検証と改良に取り組みます。	
b	震災後、種苗生産施設の損壊や漁業の操業自粛を余儀なくされたこと等から休止した従前の種苗生産・放流体制について、漁業者団体等と協議、検討のうえ、資源状況及び漁業の復興状況に応じたものへ再構築します。	b 震災後、種苗生産施設の損壊や漁業の操業自粛を余儀なくされたこと等から休止した従前の種苗生産・放流体制について、漁業者団体等と協議、検討のうえ、資源状況及び漁業の復興状況に応じたものへ再構築します。	
(ウ) ホシガレイ	(ウ) ホシガレイ	(ウ) ホシガレイ	
a	種苗生産においてふ化仔魚期から着底までの生残率は向上したが、着底以降の生残率の向上や形態異常個体の出現率の低減に課題があり、さらなる技術開発が必要であることから、種苗生産研究を継続し、栽培漁業の事業化実証に必要な数量の種苗を安定して生産する技術を開発します。	a 未だ安定した種苗生産が技術的が確立していないことから、種苗生産研究を継続し、栽培漁業の事業化実証に必要な数量の種苗を安定して生産する技術を開発します。	
b	効果的な種苗放流を行うための情報が不足していることから、放流効果の向上を図るため、放流に適切な時期、場所、サイズ等について評価し、効果的な放流技術を開発します。	b 効果的な種苗放流を行うための情報が不足していることから、放流効果の向上を図るため、放流に適切な時期、場所、サイズ等について評価し、効果的な放流技術を開発します。	

新旧対照表

新	旧	備考
<p>c 持続的な種苗生産・放流体制の確立には、適正な費用負担体制及び資源管理体制が必要であることから、市場調査で放流による経済効果を把握することで、適正な費用負担規模や全長規制による資源管理効果を検証します。</p> <p>これらの結果を漁業者団体に提示して、種苗生産・放流体制の構築や資源管理の実践に向け協議します。</p> <p>(エ) ウニ</p>	<p>c 持続的な種苗生産・放流体制の確立には、適正な費用負担体制及び資源管理体制が必要であることから、市場調査で放流による経済効果を把握することで、適正な費用負担規模や全長規制による資源管理効果を検証します。</p>	
<p>a ウニ種苗生産については当面休止とし、種苗生産の再開については新施設における生産体制の再構築の後に状況に応じて検討します。</p> <p>b 一方で、震災後に一部の漁場でウニの大幅な減少が確認されてしまうことから、それらの漁場における種苗放流の有効性を検討するために行う他の漁場で野放したウニの移殖などの漁業者の取組を支援します。</p> <p>イ 栽培漁業研究対象種</p> <p>(ア) アイナメ、イシガレイ、キツネメバル、クロソイ、マコガレイ、シリコメバル</p> <p>a 水産種苗の安定的な生産・供給体制の確立には対象魚種の拡大と種苗生産の低コスト化が不可欠です。</p> <p>このため、種苗の大量生産技術やその輸送技術等の開発及び、効果的な放流を行うため適切な放流時期や場所等の調査を行います。</p>	<p>i 栽培漁業研究対象種</p> <p>(ア) アイナメ、イシガレイ、キツネメバル、クロソイ、マコガレイ、シリコメバル</p> <p>a 持続的な栽培漁業体制を確立するには、対象魚種の拡大と種苗生産の低コスト化が不可欠です。</p> <p>このため、仔魚期での種苗放流を前提とした栽培漁業の確立に向け、種苗の大量生産技術やその輸送技術等の開発及び、効果的な放流を行いうため適切な放流時期や場所等の調査を行います。</p>	

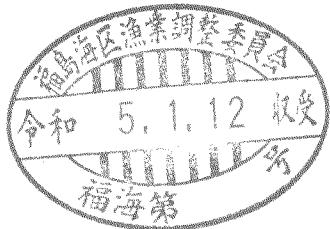
新旧対照表

新	日	備考
6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項 (1) 対象種について、県の調査船を用いた調査等に加え、漁業者等の協力を得ながら、その資源状態及び種苗放流による増殖効果、経済効果等を把握します。 (2) 天然資源を含めた対象種の資源管理を行うため、生態や資源変動要因等の調査を行います。	6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項 (1) 対象種について、県の調査船を用いた調査等に加え、漁業者等の協力を得ながら、その資源状態及び種苗放流による増殖効果、経済効果等を把握します。 (2) 天然資源を含めた対象種の資源管理を行うため、生態や資源変動要因等の調査を行います。	
7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する必要な事項 (1) 国や関係道県、 <u>国立研究開発法人水産研究・教育機構</u> 等の関係団体と協力し栽培漁業の効率的かつ計画的な推進を図り、放流種苗が他の道県まで回遊する広域種など、太平洋北栽培協議会のもと、広域的な連携を強化します。 (2) 栽培漁業を通じて得られた対象種の生態的知見や飼育技術等は、試験研究機関等により資源管理や養殖業等他の水産業分野に速やかに活用されるよう努めます。 (3) 公益財團法人福島県栽培漁業協会が行う栽培漁業用の種苗生産や一般財团法人 <u>福島県漁業振興基金</u> が行う栽培漁業事業の運営を支援し、連携して推進します。 (4) 漁業者をはじめ遊漁者を含めた県民に向け、栽培漁業に関する情報発信を	7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する必要な事項 (1) 国や関係道県、 <u>国立研究開発法人水産研究・教育機構</u> 等の関係団体と協力し栽培漁業の効率的かつ計画的な推進を図り、放流種苗が他の道県まで回遊する広域種など、太平洋北栽培協議会のもと、広域的な連携を強化します。 (2) 栽培漁業を通じて得られた対象種の生態的知見や飼育技術等は、試験研究機関等により資源管理や養殖業等他の水産業分野に速やかに活用されるよう努めます。 (3) 公益財團法人福島県栽培漁業協会が行う栽培漁業用の種苗生産や一般財团法人 <u>福島県漁業振興基金</u> が行う栽培漁業事業の運営を支援し、連携して推進します。 (4) 漁業者をはじめ遊漁者を含めた県民に向け、栽培漁業に関する情報発信を	

新旧対照表

新	旧	備考
行い、放流種苗や天然の小型魚介類の保護育成等、資源管理の必要性について啓発し、栽培漁業を円滑に推進します。	行い、放流種苗や天然の小型魚介類の保護育成等、資源管理の必要性について啓発し、栽培漁業を円滑に推進します。	
(5) 水産動物の種苗の放流及び育成にあたっては、沿岸海域における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し、尊重します。	(5) 種苗の放流にあたっては、沿岸海域における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等に十分配慮します。	
(6) 本計画の期間は <u>令和8年度末まで</u> とします。なお、本計画期間中に国の栽培漁業基本方針の見直しが行われる場合及び沿岸漁業の復興状況により必要が生じた場合には、本計画の見直しについて検討します。	(6) 本計画の期間は平成33年度末までとします。なお、本計画期間中に国の栽培漁業基本方針の見直しが行われる場合及び沿岸漁業の復興状況により必要が生じた場合には、本計画の見直しについて検討します。	

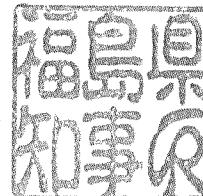
議案第5号



4 生流第 3657 号
令和 5 年 1 月 11 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



潜水器漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）

のことについて、別紙のとおり一部改正したいので、貴委員会の意見を求める。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

潜水器漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表（案）

改正案	現行取扱方針	備考
23 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針	23 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針	
第1 略	第1 略	
(制限措置)	(制限措置)	
第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。	第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。	
(1) ~ (2) 略	(1) ~ (2) 略	
(3) 漁業時期	(3) 漁業時期	
ア 規則第40条第1項に掲げる表上欄の11、13及び15に規定する <u>水産動植物</u> を採捕する場合は、同表中欄に規定する期間外であって、当該漁業権者が同意した期間内。 イ その他の水産動植物を <u>採捕する場合は、当該漁業権者が同意した期間内。</u>	ア 規則第40条第1項に掲げる表上欄の11、13及び15に規定する <u>水産動植物</u> を採捕する場合は、同表中欄に規定する期間外であって、当該漁業権者が同意した期間内。 イ その他の水産動植物に <u>あつては、当該漁業権者が同意した期間内。</u>	・字句修正(福島県漁業調整規則第40条第1項の表の文言にそろえる。) ・第2の(3)アの書きぶりにそろえる。
(4) 略	(4) 略	
(許可等をしない場合)	(許可等をしない場合)	
第4 次_____に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。	第4 次 <u>各号の二</u> に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。	・字句修正
規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。	(1) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。	

ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則
この方針は、令和5年 月 日から施行する。

23 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針（改正案）

（趣旨）

第1 潜水器漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（制限措置）

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
潜水器漁業
- (2) 操業区域
漁業権者の同意があった第一種共同漁業権漁場
- (3) 漁業時期
 - ア 規則第40条第1項に掲げる表上欄の11、13及び15に規定する水産動物を採捕する場合は、同表中欄に規定する期間外であって、当該漁業権者が同意した期間内。
 - イ その他の水産動植物を採捕する場合は、当該漁業権者が同意した期間内。
- (4) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有すること

（許可等の条件）

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 申請のあった漁獲物の種類以外を採捕してはならない。

（許可等をしない場合）

第4 次に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。

2 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針（昭和 50 年 8 月 1 日）は廃止する。

附 則

この方針は、令和 5 年 月 日から施行する。

(別紙)

1 改正の趣旨

潜水器漁業の許可等に関する取扱方針（以下「取扱方針」という。）の規定について、根拠規定の条項と文言を合わせるため、改正を行うもの。

その他、取扱方針における表現を統一し、また、不要な項目番号を削除するもの。

2 改正の概要

(1) 漁業時期の規定ぶりの修正

ア 取扱方針第2の(3)は、制限措置のうち漁業時期に関する規定であり、アでは、福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。）第40条第1項で定める水産動物を採捕する場合の漁業時期を定めている。

当該規定は規則を引用しているが、取扱方針の文言と規則第40条第1項の文言が異なっているため整合させる。

(参考) 福島県漁業調整規則（抜粋）

第40条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
11 あわび（殻長9.5センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から翌年4月30日まで	海面
13 ほっきがい（殻長7.5センチメートルを超えるものに限る。）	2月1日から5月31日まで	海面
15 うに（殻径（棘を除く。）3.5センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から翌年4月30日まで	海面

イ 取扱方針第2の(3)イの表現を、第2の(3)アの表現と統一する。

(2) 許可等をしない場合の規定ぶりの修正

取扱方針第4において許可等をしない場合として規定しているものは1つであるが、許可等をしない場合が複数あると読める規定になっていることから、不要な項目番号を削除するとともに当該規定の文言を改める。

3 付帯決議

字句の修正等の軽微な修正については、知事部局に一任する。

(今後の予定)

令和5年1月24日 第22期第11回福島海区漁業調整委員会で協議

(委員会からの回答後) 決定、施行

議案第6号

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたもすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数15トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は令和5年3月1日から同年5月31日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年3月1日から同月31日までとする。

四 制限又は条件

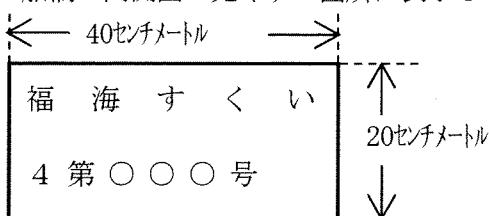
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- (1) おきあみを対象とする場合は、宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域。
- (2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後1月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年3月1日から令和6年2月29日までとする。

すくい網漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 54 年

対象魚種：オキアミ、イカナゴ（コウナゴ・メロウド）

承認海域：本県海域の沖合（オキアミ）、相双海域の沖合（イカナゴ）

【指示発動の経過】

〈11-8 委員会：S53. 4. 28〉

- 昭和 52 年春、昭和 53 年春に、本県沖にオキアミ漁場が形成されたことにより、おきあみひき網漁業の知事許可移行のための取扱方針が県から提案されたが、小委員会で検討することに決定

〈11-9 委員会：S53. 7. 29〉

- おきあみひき網漁業の許可取扱い方針に関する各組合の意見を小委員会から報告。漁場が競合するおきあみすくい網漁業の取扱を事務局から提案するも、継続審議

〈11-11 委員会：S53. 11. 10〉

- おきあみひき網漁業の許可取扱い方針を委員会で承認
- おきあみすくい網漁業の取扱について協議し、イカナゴもすくい網で漁獲されるので、魚種を特定しないすくい網漁業の委員会指示にすることに決定

〈11-12 委員会：S54. 1. 22〉 及び 〈11-13 委員会：S54. 3. 19〉

- 対象船舶、魚種別操業期間、操業海域等を協議し、第 11 期第 13 回委員会で指示発動決定

【指示発動の理由】

- 自由漁業のままでは、漁業秩序が維持できない。
- 仙台湾入会協議の進捗が期待できる。

【指示内容の推移】

開催年月	対象船舶	操業期間	操業海域等
S54. 3	15t 未満	イカナゴ：4/1～5/31 ⇒ 小底禁止線以深 + 原町無線塔以北 オキアミ：4/1～5/31 ⇒ 小底禁止線以深	
S54. 12		イカナゴ：2/1～5/31 オキアミ：2/1～5/31	
S55. 12	20t 未満：県内 15t 未満：県外	イカナゴ：2/1～3/31	
S56. 12		イカナゴ： ⇒ 小底禁止線以深 + 新田川河口以北	
S58. 10		イカナゴ：2/1～3/31 県外船 ⇒ 小底禁止線以深 + 新田川河口以北 1/1～12/31 県内船 ⇒ 小底禁止線以深 + 富岡川河口以北	
S60. 1		イカナゴ：2/1～12/31 県内船	
H2. 1		イカナゴ：3/1～3/31 オキアミ：3/1～5/31	※メロウド紛争による宮城船の操業期間短縮 (=水産庁指導) による
H6. 1	15t 未満：全て		

【県外船（宮城県）の承認状況】

年次	S54～55	56	57～H2	3～4	5～7	8	9	10～22	23	24～R2
枠数	16	26	26	26	26	26	26	26	26	26
承認	0	24	26	25	23	0	5	9	9	0

【操業実績】

- 宮城県船の本県海域での操業実績の報告はないが、S56 に無承認船を含む 86 隻が本県におきあみ 2,589 t（16,550 万円）を水揚げした記録がある。
- 県内船では請戸漁協所属船 3 隻（S58）の操業実績があったが、定着までには至らず。

【指示の継続理由】

- 宮城、岩手両県では知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はない。
- 漁業秩序の維持のためには承認漁業の継続が必要。
- 宮城県内の本漁業の許可数は、当時 370 隻、H25 は 65 隻。

【承認枠（案）】

- 本県船 枠を設けず（従来同様）
- 県外船 宮城県に 26 隻（従来同様）

議案第7号

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野智光

一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数 15 トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和 5 年 4 月 1 日から同月 30 日までとする。

四 制限又は条件

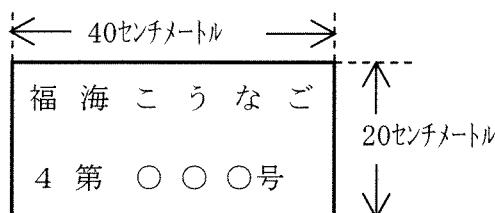
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海域を除く福島県の海域）。

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後 1 月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までとする。

こうなご電気棒受網漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 54 年

対象魚種：イカナゴ（コウナゴ：イカナゴの稚魚）

承認海域：夏井川以北の沖合海域

【指示発動までの経過】

- ・本漁業は、宮城県以北の小型船（5トン未満）により昭和30年代から営まれてきた。
- ・昭和53年1月に岩手県行政から、いかつり船の操業不振対策として本県海域でのこうなご電気棒受網の試験操業（5～15トン型：25隻）の申し入れがなされた。
- ・11-7 委員会（S53.3.23）で岩手県船の入会（S53）を認めたが、協定違反で入漁船を追い返すトラブル等が発生した。
- ・岩手県から翌年（S54）の入会要望があり、11-11 委員会（S53.11.10）、11-12 委員会（S54.1.22）で対応を審議し、11-13 委員会（S54.3.19）で委員会指示発動が決定された。

【指示発動の理由】

- ・本漁業は、岩手・宮城両県では、通称「ランプ網」と呼ばれる知事許可漁業の「火光利用敷網漁業」として、極めて重要な漁業であることから、本県においても海区承認漁業にすることで、仙台灣の漁業秩序の維持や相互入会に向けた調整が進むことを期待するもの。

【指示内容等の推移】

開催年月	対象船舶	操業期間	操業海域等
S54. 3	15t未満	4/ 1～5/31	夏井川以北+小底夜間操業禁止線以深
S55. 2		3/15～5/31	夏井川以北+小底操業禁止線以深
S56. 1	15t未満：県外 20t未満：県内		
S59. 2			県外船 : 夏井川以北+小底禁止線以深 県内7t～20t未満船 : 夏井川以北+小底禁止線以深 県内 7t未満船 : 夏井川以北
S62. 1			県外船⇒夏井川以北+小底操業禁止線以深 県内船⇒夏井川以北
H 2. 1		4/ 1～4/30	
H 6. 1	15t未満:県内 〃 : 県外		

【県外船の承認状況：岩手県】

年	S54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4～9	10～12	13	14～R2
枠数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	8	8	2	2	2	2
承認	18	18	18	14	18	16	17	11	15	8	8	6	0	0	1	2	0

【承認・操業実績】

- ・岩手県からの申請は平成に入ってからは低調で平成14年以降は皆無となっている。
- ・宮城県内の本漁業（火光利用敷網）の許可数は127隻（H25）。当初より宮城県船の承認枠は設定していないが、無承認での操業が行われる年が多い。
なお、過去に宮城県に申請を促して全隻承認を求められ、対応手段がなく今に至っている。

【指示継続の理由】

- ・宮城県ではイカナゴを対象とした主要漁業で、制度上も知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はない。

【承認枠（案）】

- ・本県船 枠を設けず（従来同様）
- ・県外船 岩手県に2隻（平成4年以降と同様）

議案第8号

福島海区漁業調整委員会指示第 1 号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野智光

一 操業の承認

いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数5トン未満の船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数30トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和5年6月1日から令和6年1月31日までとする。

四 制限又は条件

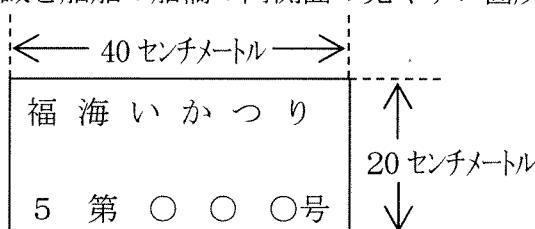
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深45メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後1月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとする。

いかつり漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 51 年

対象魚種：アカイカ、スルメイカ

承認海域：小良ヶ浜以北の水深 45m 以浅を除く海域

【指示発動までの経過】

（全員協議会：昭和 51. 2. 19）

- ・水産試験場の調査結果から、今後本県沖にスルメイカ漁場が形成される可能性があり、原釜の底びき網船の多くが裏作として新規に着業する意向が示された。
- ・また、県外船操業による資源状況の悪化が懸念され、承認制導入の要望が強かった。

【指示発動の理由】

- ・S51 年に茨城、宮城が承認制とした以上、本県も承認制を採用する。
- ・自由漁業にしておけば、底びき網船との競合等全体的に過当競争となる恐れがあるため承認制とする。

【指示内容等の推移】

年月	対象船舶	操業期間	操業区域・その他条件
S51. 7	30 トン未満	8/1～12/31	小良ヶ浜灯台以北の水深 40m 以浅を除く海域 光力制限：30Kw 以下
S52. 6	5 トン未満除外	7/1～12/31	小良ヶ浜灯台以北の水深 45m 以浅を除く海域
S55. 5		6/10～翌年 1/31	
S56. 5			光力制限：廃止
H17. 5		6/1～翌年 1/31	

※操業期間については、スルメイカに合わせて開始期を、アカイカに合わせて終漁期をその都度調整してきた。

【指示の継続理由】

- ・沿岸漁業（刺網）への物理的被害があるので、水深制限の遵守が必要である。
- ・本漁業についての隣県の制度は、宮城が知事許可、茨城が海区承認である。

【近年の承認枠、承認実績、操業実績】

別表のとおり。

【承認枠（案）】

別表のとおり。

- ・本県船 従来どおり枠を設けず
- ・県外船 従来どおりの枠

【国及び近県のいかつり漁業の制限】

- ・全国（30トン以上）：大臣許可漁業（指定漁業）「いか釣り漁業」
- ・全国（5トン以上30トン未満）：大臣届出漁業「小型するめいか釣り漁業」
- ・青森、岩手、宮城（5トン以上30トン未満）、北海道：知事許可漁業
- ・茨城（5トン以上30トン未満）、千葉（5トン以上20トン未満）、青森（5トン未満）：委員会承認漁業

別表　　近年の承認枠・承認実績・操業実績

令和5年1月24日現在

道県名		県内	県外計	北海道	青森	岩手	宮城	茨城	千葉	静岡
承認枠	設けず	148		1	11	40	60	20	15	1
H18	承認	4	67	1	9	12	31	8	6	0
	操業	0	6	0	0	6	0	0	0	0
H19	承認	5	66	1	9	11	31	8	6	0
	操業	0	3	1	0	1	1	0	0	0
承認枠	設けず	150		3	11	40	60	20	15	1
H20	承認	17	63	2	10	8	31	8	4	0
	操業	7	3	2	0	0	1	0	0	0
H21	承認	24	62	2	10	8	30	8	4	0
	操業	8	4	2	0	2	0	0	0	0
H22	承認	23	62	2	10	9	29	8	4	0
	操業	0	3	2	0	0	1	0	0	0
H23	承認	0	10	2	3	0	0	5	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H24	承認	0	12	2	2	0	0	8	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H25	承認	0	13	2	2	0	2	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H26	承認	0	13	2	2	0	2	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H28	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H31(R1)	承認	2	12	2	3	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	承認	2	11	2	3	0	0	6	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	承認	2	14	2	3	1	0	6	2	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	承認	4	20	2	10	0	0	6	2	0
	操業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R5承認枠(案)	設けず	150		3	11	40	60	20	15	1

福島県におけるいかつり漁業の水揚実績

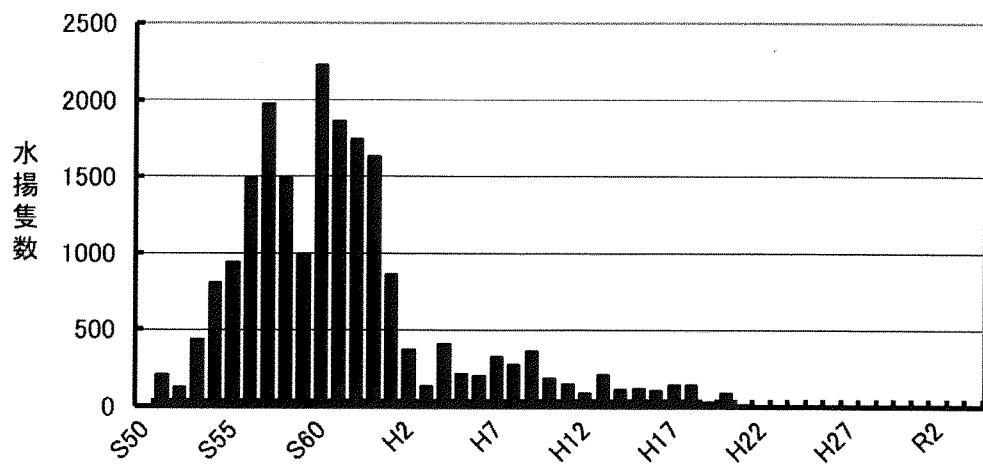


図1 年別水揚隻数

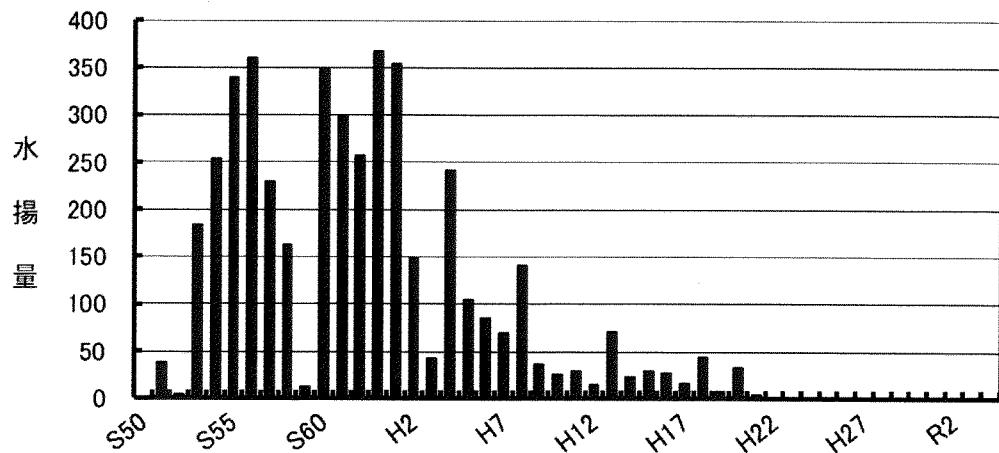


図2 年別スルメイカの水揚量(トン)

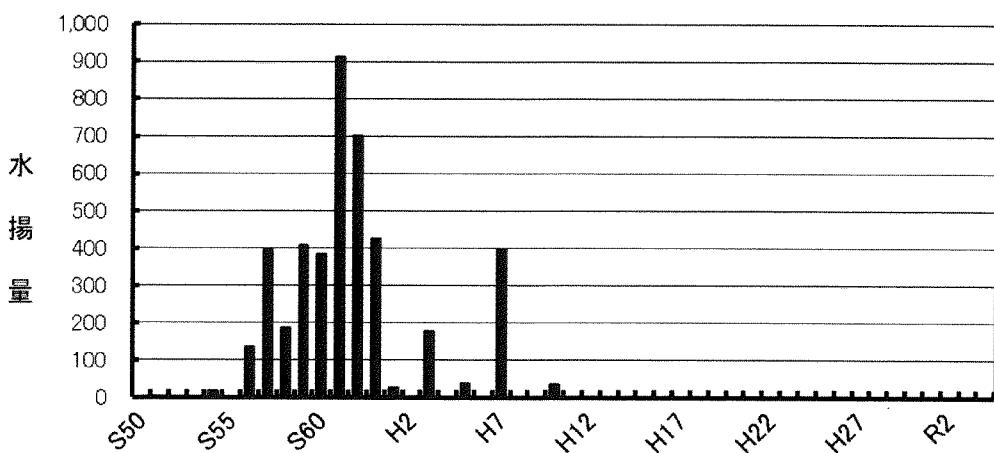


図3 年別アカイカの水揚量(トン)

議案第9号

福島海区漁業調整委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和5年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野智光

一 期日及び場所並びに公述者となり得る者の範囲

期日	場所	公述者となり得る者の範囲
令和5年2月28日 午後 1時30分	いわき市平字梅本15番地 福島県いわき合同庁舎 本庁舎4階大会議室	1 共同漁業権を有する者 2 いわき市内の各漁業協同組合関係者 3 相馬双葉漁業協同組合（富熊支所）関係者 4 その他利害関係のある者
平成5年3月7日 午後 1時30分	相馬市光陽一丁目1番14 福島県水産資源研究所 3階会議室	1 共同漁業権又は区画漁業権を有する者 2 相馬双葉漁業協同組合関係者 3 その他利害関係のある者

二 公聴会において意見を聽こうとする案件

漁業法第62条の規定により福島県知事が作成した福島海区漁場計画の案について

三 公述者になろうとする者の手続

公述者になろうとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに発言要旨を記載した文書を福島海区漁業調整委員会に提出しなければならない。文書の提出期限は、各公聴会開会の5日前までとする。

四 提出先

福島海区漁業調整委員会事務局

郵便番号 970-8026 住所 いわき市平梅本15番地 (福島県水産事務所内)

電話番号 0246-24-6173

五 公述者の選定

公述者は、文書を提出した者のうちから、福島海区漁業調整委員会において選定する。

公聴会開催要領（案）

1 根拠法令等

- (1) 漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項
(2) 漁業法に基づく公聴会に関する手続規程（平成7年3月31日 福島海区漁業調整委員会告示第3号）

2 主宰者

福島海区漁業調整委員会会長 今野智光

3 期日及び場所等

区分	いわき会場	相双会場
期日	令和5年2月28日 午後1時30分	令和5年3月7日 午後1時30分
場所	いわき市平字梅本15番地 福島県いわき合同庁舎 本庁舎4階大会議室	相馬市光陽一丁目1番14 福島県水産資源研究所 3階会議室
意見を聴こうとする案件	漁業法第62条の規定により福島県知事が作成した福島海区漁場計画の案について	
公述者となり得る者の範囲	①共同漁業権を有する者 ②いわき市内の各漁業協同組合関係者 ③相馬双葉漁業協同組合（富熊支所）関係者 ④その他利害関係のある者	①共同漁業権及び区画漁業権を有する者 ②相馬双葉漁業協同組合関係者 ③その他利害関係のある者
担当海区委員	会長 いわき地区在住委員他	会長 相双地区在住委員他

4 公述者の手続

公述者になろうとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに発言要旨を記載した文書※を福島海区漁業調整委員会に提出しなければならない。文書※の提出期限は、公聴会開会の5日前までとする。 ※文書：別紙1_公述申請書等

5 提出先

福島海区漁業調整委員会事務局

郵便番号 970-8026 住所 いわき市平梅本15番地 (福島県水産事務所内)

電話番号 0246-24-6173

6 公述者の選定

公述者は、公述申請書等の文書を提出した者の中から、公聴会開会前に出席委員により、選定する。

7 公聴会次第（案）

別紙2のとおり

別紙1

公　述　申　請　書

令和5年　月　日

福島海区漁業調整委員会

会　長　今野智光　様

住　所

氏　名

印

年　齡　歳

職　業*

(※漁業を職業とする場合は主とする漁業の種類)

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

公述の要旨

別紙2

公聴会次第（案）

- 1 開 会
- 2 主宰者あいさつ（会長）
- 3 漁場計画（漁業権免許内容等）の説明（知事部局）
- 4 公述者に対する注意（事務局）
- 5 公述者の公述
- 6 公述者に対する委員の質疑
- 7 閉 会

※1 公述者に対する注意事項

- 1 公述者は、発言するときは会長の許可を受けなければならず、公述申請書等の文書に記載された発言要旨の範囲を超えて発言してはならない。
- 2 公述者は、委員会の委員に対して質疑をすることができない。
- 3 会長は、公述者の発言が、その意見を聽こうとする範囲を超え、又は、公述者に不穏な言動があったときは、発言の制止又は退場を命ずる。

※2 公述者に対する委員の質疑について

委員会の委員は、会長の許可を得て、公述者に対して質疑をすることができる。

<参考>

漁業法抜粋

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて漁業生産力を発展させることを目的とする。

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

第一款 海区漁場計画

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあっては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからヘまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

- イ 漁場の位置及び区域
- ロ 保全活動の種類
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

(海区漁場計画の要件等)

- 第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
- 一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。
 - 二 海区漁場計画の作成の時において適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。
 - 三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。
 - 四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。
 - 五 前条第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。
 - 六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう設定されていること。
- 2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

(海区漁場計画の作成の手続)

- 第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
- 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意

見を聴かなければならぬ。

- 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
- 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
- 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

<参考>

漁業法に基づく公聴会に関する手続規程

平成七年三月三十一日

福島海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法に基づく公聴会に関する手続規程を次のように定める。

漁業法に基づく公聴会に関する手続規程

(趣旨)

第一条 福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定に基づいて公聴会を開催しようとするときは、この規程の定めるところによる。

(開催の決定)

第二条 委員会において、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、その決議をするものとする。

(主宰者)

第三条 公聴会は、会長が主宰して行う。

(会議上の拘束)

第四条 委員会は、公聴会においては討論及び表決を行わない。

(期日、案件等の公告)

第五条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会を開催するべき期日の二週間前までに、期日、場所及び公聴会において意見を聽こうとする案件を公告する。

2 前項の公告は、次に掲げる方法による。

- 一 福島県報への登載
- 二 委員会の掲示場への掲示

(文書の提出)

第六条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする利害関係人に対して、あらかじめ、発言の内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者)

第七条 公聴会における利害関係人の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権者
- 二 入漁権者
- 三 漁業権漁業の経営者
- 四 漁業協同組合関係者
- 五 その他利害関係のある者

2 公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述者」という。)は、前条の規定により文書を提出した利害関係人のうちから委員会において選ぶものとする。

(公述の機会の公平)

第八条 公聴会において意見を聽こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ぶものとする。

(公述者の発言)

第九条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第十条 公述者の発言は、その意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長は、その発言を制限し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第十一條 委員会の委員は、会長の許可を得て、公述者に対し質疑することができる。
ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

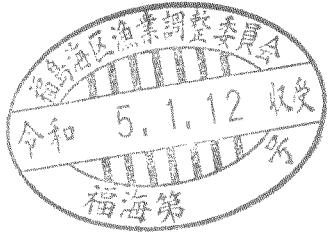
第十二条 公述者は、委員会の同意を得たときには、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 漁業法に基づく公聴会及び公開の聴聞に関する規程(昭和三十五年福島海区漁業調整委員会告示第三号)は、廃止する。

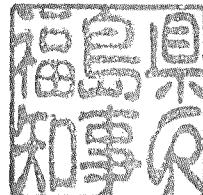
報告事項 ア



4 生流第 3642 号
令和 5 年 1 月 11 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



漁業権に係る資源管理状況等について（報告）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき漁業権者より報告のあった、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について、同条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況及び漁場の活用の状況等について、いずれの漁場も適切かつ有効に活用されていることを確認した。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

1 概 要

漁業権を有する者（以下「漁業権者」という。）は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号。以下「施行規則」という。）第 28 条第 1 項に基づき、1 年に 1 回以上、漁場の活用状況等を知事に報告することが義務付けられた。

漁業権者から報告を受けた知事は、報告事項に関する意見を付して、海区漁業調整委員会に報告をするものとされている。

2 根拠規定

法第 90 条第 2 項、施行規則第 28 条第 3 項

3 報告方法

「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（通知）」（令和 4 年 9 月 28 日付け 4 生流第 2415 号）において、各漁業権者へ以下の事項を通知した。

- (1) 報告期限：令和 4 年 11 月 11 日（金）
- (2) 報告方法：法第 90 条第 1 項及び施行規則第 28 条第 2 項に定める事項について書面により報告
- (3) 報告の対象となる期間：令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日まで

4 報告内容

- (1) 漁業権の種類及び免許番号
- (2) 報告の対象となる期間
- (3) 資源管理に関する取組の実施状況
- (4) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- (5) 組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

報告事項 イ



4 生流第 3643 号
令和 5 年 1 月 11 日

福島海区漁業調整委員会長 様



漁業生産力の発展に関する計画について（報告）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 74 条第 2 項及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 26 条に基づく漁業生産力の発展に関する計画の作成及び点検結果の報告状況について、別紙のとおり報告します。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

1 概 要

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第74条第1項において、漁業権を有する者の責務として、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用することが定められている。

団体漁業権を有する漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、同項の責務を果たすことができるよう、同条第2項の規定に基づき、漁業生産力を発展させるための計画（以下「計画」という。）を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとされている。

漁業権者は、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「施行規則」という。）第26条第1項の規定に基づき、作成した計画を知事に提出するものとされており、また、点検を行った結果について、同条第3項の規定に基づき、報告書を知事に提出するものとされている。

2 根拠規定

法第74条第2項、施行規則第26条

3 作成した計画の提出及び点検並びに点検結果の報告状況

漁業権者において作成した計画の知事への提出及び点検並びに点検結果を記載した報告書の知事への提出については以下のとおり。

漁業権者	計画の名称	計画の対象となる漁業権		計画受理日	漁業権者における点検実施日	点検結果受理日
いわき市漁業協同組合	いわき市漁業協同組合が有する共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画	第1種 共同漁業権	共第1号、第3号、第8号、第9号、第11号、第13号、第15号	R3.11.1	R4.5.27	R4.12.26
		第2種 共同漁業権	共第2号、第4号、第8号、第10号、第12号、第14号、第16号			
小名浜機船底曳網漁業協同組合	小名浜機船底曳網漁業協同組合が有する共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画	第1種 共同漁業権	共第5号、第7号	R3.10.12	R4.5.17	R4.12.19
		第2種 共同漁業権	共第6号、第7号			
相馬双葉漁業協同組合	相馬双葉漁業協同組合が有する共同漁業権及び区画漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画	第1種 共同漁業権	共第17号、第19号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号	R3.11.1	R4.5.17	R4.6.30
		第2種 共同漁業権	共第18号、第20号、第21号、第27号			
		第1種・ 第3種区画 漁業権	区第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号			

<参考：根拠法令>

○ 漁業法

(漁業権者の責務)

第74条 漁業権を有する者（以下この節及び第170条第7項において「漁業権者」という。）は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。

2 団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該団体漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、農林水産省令で定めるところにより、組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下この項において同じ。）が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとする。

○ 漁業法施行規則

(漁業生産力を発展させるための計画)

第26条 団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（第三項において「漁業協同組合等」という。）は、法第74条第2項の計画（以下単に「計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画の名称

二 計画の目標

三 漁業生産力を発展させるための方法

四 計画の実施予定期間

五 前各号に掲げるもののほか、漁業生産力を発展させるために必要な事項

3 漁業協同組合等は、1年に1回以上、計画に記載された事項について点検を行い、その結果を記載した報告書を都道府県知事に提出するものとする。

報告事項 ウ

全国海区漁業調整委員会連合会 第57回東日本ブロック会議

- 日 時 令和4年11月8日（火） 午後2時から
- 開催方法 新型コロナ感染対策によるWeb（Zoom利用）会議方式
- 会議会場 各海区会議会場等
(本部会場：神奈川県庁新庁舎8階第3会議室)

次 第

1 開 会

2 挨 捶

全国海区漁業調整委員会連合会会長

（静岡海区漁業調整委員会会長）

鈴木 精 様

神奈川海区漁業調整委員会会長

櫻本 和美

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室課長補佐 佐藤 友介 様

3 議長選出

4 議事録署名人選出

5 報告事項

令和4年度総会決議事項の要望活動結果について

令和4年度全漁調連要望活動結果

要望書

資料1-1

資料1-2

6 議 事

【第1号議案】令和5年度総会に向けた要望事項について

資料2

【第2号議案】各ブロック新規要望提案について

資料3

【第3号議案】次年度開催海区について

資料4

7 情報交換（提供）・その他

ブロック内における情報交換

漁業と遊漁船業に関する漁業調整の課題と対応について

資料5

水産庁からの情報提供

海区漁業調整委員会の権限と役割

資料6

その他

8 閉 会

(2) 福島海区（継続：経緯変更）

令和5年度要望	参考（令和4年度要望）
<p>要望</p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>	<p>要望</p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。</p> <p>一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状であり、漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも、ほとんどが組織化されておらず、周知する方法に苦慮している。</p> <p>また、近年は、SNSなどの情報が発達したこともあり、県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっており、トラブルに発展することが危惧されている。</p> <p><u>本要望については、多くの都道府県が抱えている課題であり、また、解決には時間を要することが想定されることから、継続要望としたい。</u></p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。</p> <p>一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状であり、漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも、ほとんどが組織化されておらず、周知する方法に苦慮している。</p> <p>また、近年は、SNSなどの情報が発達したこともあり、県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっており、トラブルに発展することが危惧されている。</p>
<p>要望内容</p> <p>遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進め、漁業者が取り組んでいる資源管理等について、協議、周知できる体制を整えていただきたい。</p> <p>遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい（資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限）。</p>	<p>要望内容</p> <p>遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進め、漁業者が取り組んでいる資源管理等について、協議、周知できる体制を整えていただきたい。</p> <p>遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい（資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限）。</p>

第3号議案 次年度開催海区について

静岡海区漁業調整委員会（案）

	都道県	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
東日本ブロック会議	北海道								○	
	青森									○
	岩手									
	宮城									
	福島									
	茨城	○								
	千葉		○							
	東京			○						
	神奈川				○					
	静岡					○				
		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
総会	東京	東京	東京	宮城	東京	東京	山口	東京	東京	
事務長研修	愛知	大分	兵庫	岡山	北海道	熊本	秋田	滋賀	宮城	
職員研修会	長崎	山口	島根	三重	鹿児島	広島	鳥取	岩手	青森	

令和4年11月8日

全国海区漁業調整員会連合会
第57回東日本ブロック会議

資料 5

ブロック内における情報交換事項

議題

《提案：福島海区漁業調整員会》

漁業と遊漁船業に関する漁業調整の課題と対応について

内容

各都道府県において、漁業と遊漁船業の間にどのような漁業調整上の課題があるか、また、その解決に向けて、各都道府県や海区漁業調整委員会が行っている取り組み事例について情報交換をお願いしたい。

回答

《青森県東部海区》

本県において、遊漁船業者の大部分が漁業との兼業であり、各漁協の指導により大きな問題は発生していない。しかし、近年、一部の遊漁船業者や漁業協同組合に属さない漁船の操業によるトラブルが、共同漁業権内及び近傍の漁場において散見されるようになり、問題解決について海区漁業調整委員会で議論されたことがあった。

これについて、海区漁業調整委員会から知事部局に対し、遊漁船業登録業務及び漁船登録業務においての厳正な審査や、漁場及び資源の利用について啓発を行い、未然の防止に努めるよう強く要請しているところであるが、根本的解決には至っていない。

一方、太平洋クロマグロ資源の利用に関連し、漁業者の採捕に強い制限がかかる中、県内の隣接海区において、遊漁者業者及びマイボートによる遊漁者の

広域漁業調整委員会指示違反の疑義情報や漁具交錯等による操業上のトラブル情報が多数寄せられ、県内の漁業団体においても、これらに対する即効的な法的制限の必要性や現場での対応が大きな話題となっている。

これに対し、海区漁業調整委員会から知事部局対し、国関係機関との連携による取締り強化と法体系の整理と、遊漁者団体の組織化等により即時に問題解決を図るよう、強く要請しているところである。

《岩手海区》

本県において、漁業と遊漁船業の間に特段の漁業調整上の課題はないが、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止等を図るために、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示を発動している。

《宮城海区》

海区漁業調整委員会指示で、仙台湾における水産動植物の保護区域を設定し、漁業者及び遊漁者を問わず、全ての方が保護区域内での水産動植物の採捕を禁止しているが、遊漁による保護区域内での釣りなどが確認されている。

そのため、保護区域にボンデンを設置するとともに、漁業関係団体のみならず釣具屋、遊漁船業者に対して、委員会指示やパンフレットを送付し、周知を図っているほか、県の漁業取締船によって、定期的に巡視を行うとともに、保護区域内での違反が確認された場合には、指導している状況である。

《茨城海区》

○関係者間の自主的な漁業調整

茨城県小型船漁業協議会と茨城県遊漁船協議会との間で、本県海面のヒラメ資源の保護と持続的利用を図るために、平成20年10月1日付けで「茨城県海面における遊漁船によるひらめ活き餌釣りに関する漁場利用協定書」協定を締結し、操業区域や解禁日、操業期間やひらめ負担金の拠出等についてルールを定めている。

※ひらめ負担金とは、(公財)茨城県栽培漁業協会が生産するヒラメ種苗生産経費に充当するもの。

○漁業調整委員会指示による漁業調整

漁業者、遊漁船業者、プレジャーボート等関係者に対し、本県海面のヒラメ資源の維持培養を図るために、令和2年3月5日以降、ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に係る委員会指示を発動している。

《千葉海区》

漁業と遊漁の海面利用に係る調整事案は大小様々なものがあるが、近年、問題が生じて対応した事例は別紙のとおり。

○東京湾における遊漁船による刺し網漁具被害への対応

平成 20 年前後から、東京湾の天羽地区において地元の刺し網漁業者の漁具に遊漁船のルアーなどが絡まる漁具被害が多発し、調整問題となつた。

関係都県が連携して調整を図った結果、地元漁協と東京都・神奈川県の遊漁団体との間で被害防止のための連絡体制の構築などを内容とする協定が平成 22 年に締結された。その後、漁具被害は落ち着き、協定も問題なく更新されている。

○銚子沖のアカムツ漁場利用について

銚子沖では、従前から地元底はえ縄漁業者がアカムツを対象として操業しているが、近年、アカムツを対象とする遊漁船が増加し、資源減少が危惧される状況となつた。

このため、県も調整に入った中で地元底はえ縄船団と地元遊漁船団との間で調整が進められ、令和元年に遊漁船の匹数制限などを内容とする漁場利用ルールが両者で合意された。その後も定期的にルールの見直しなどが行われている。

○遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について

平成 14 年に水産庁からまき餌釣りの全面的な禁止措置を見直すよう通知があつたことから、県では県内の地元ルールを調査し、まき餌釣りの全面的解除ではなく、県全体の共通する規制（まき餌の禁止区域及び使用量の制限）について委員会指示を発出し、更に細かい地元ルールについては海面利用協議会の推奨ルールとして管理している。近年、特段トラブルもなく、委員会指示が調整上の役割を果たしていると思われる。

《東京海区》

東京都内の漁業者と遊漁船業者との間、東京都内の漁業者と他県の遊漁船業者との間、東京都内の遊漁船業者と他県の漁業者との間、東京都内及び他県の相互の漁業者と遊漁船業者との間において、漁場や水産資源の競合という形での漁業調整上の課題がある。

まず、行政と連携し、他県漁業者あるいは遊漁船業者が対象の場合は、他県の行政及び海区との意見交換や協議を重ね、一定の合意については定期的な協議を継続し取組みを行っている。

基本的には、行政が、漁業者及び遊漁船業者を対象に、課題を共有する組織

や団体の把握あるいは組織化を促進し、関係者の協議を重ね、申し合わせ事項、覚書等当事者間の合意から協定締結までを目標に進めている。特に、相互に理解が得られれば、委員会指示等で明確化することで、紛争等を未然に防止することもある。

行政は、漁業者組織（漁協等）及び遊漁船業者組織に対して、定期的かつ継続的に、問題・課題の情報交換や把握を行い、同時に、他県漁業者や遊漁船業者を巡る漁業調整問題については、他県行政とも継続的に協議の場を設けている。また、他海区との連合海区委員会の設置し協議も行っている。

各地区の課題は、町村事務局による「地区海面利用協議会」が設置・運営され、また、委員会の下部組織として「海面利用小委員会」を設置し、委員会からの代表委員と海面利用に関する各分野からの専門委員との間で、各地区的課題や問題の意見交換、漁業調整・海面利用調整の課題の共有を行い、遊漁者（業者）に及び委員会指示の決定には、事前に意見聴取を行っている。

《神奈川海区》

漁具漁法と漁場利用について課題について、県遊漁・海面利用協議会で次の申し合わせ事項を取り決めている。

漁具漁法の制限

- 1 漁業者が自肅している海域でのサンマ餌料の使用禁止
- 2 共同漁業権漁場区域内でのオキアミのまき餌使用禁止
権外漁場での使用方法等は別紙のとおり
- 3 オキアミの使用量は、一人当たり 3kg 以内とし、アミコマセと併せて 5kg 以内とする。
- 4 イワシミンチの使用量は、一人当たり 5kg 以内とする。
- 5 サビキ釣の針数は 6 本以内。
- 6 全長 20cm 以下のマダイは再放流する。

<海区漁業調整委員会指示>

コマセ籠の形式は長さ 16cm 以内、直径 5.5cm 以内、L サイズとする。

禁止区域操業制限等

- 1 定置漁業の保護区域内の遊漁の禁止
- 2 人工魚礁の利用は漁業者優先
- 3 地曳網操業中、その付近での遊漁の禁止
- 4 遊漁船の標識を定め所属を明らかにする。
- 5 県下共通の申し合わせとして定めた県遊漁・海面利用協議会の申し合わせ

事項のほか、各地域遊漁協議会が定めた申し合わせ事項を遵守すること。

《静岡海区》

当海区漁業者委員から以下のとおり意見があり、本県海面では特段課題となっていることは見当たりません。

- ・遊漁船業者と漁業者で漁場をすみ分けしている。
守らない場合は1ヶ月の操業停止のペナルティを科している。
- ・隣接県船とのトラブルを防止するためイカやキンメなどで種々の協定を結んでいる。
- ・漁業者が副業として遊漁船業を営んでいるケースが多いのでトラブルになることはほとんどない。

一方で、サーフィンやSUPなど海利用の促進を唱える国（水産庁）は漁業との課題をどう捉えているか知りたいとの意見もあった。

《三重海区》

網等漁具を設置している場所で遊漁を行い、漁具を破損する事例がみられ問題となっています。また、まき餌が魚介類の養殖に与える影響や底質悪化の一因であることが指摘されてきました。

そこで、三重海区漁業調整委員会では遊漁に関係した取り組みとして2つ委員会指示を出しています。

一つは定置漁業の保護に関する委員会指示で定置網やそのブイから一定距離内での遊漁を禁止しています（共同漁業権者及び定置漁業権者の同意を得ている場合を除く）。

もう一つは遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示で一部の共同漁業権漁場と区画漁業権漁場（藻類養殖漁場を除く）で遊漁のまき餌を使用して行う釣り及びまき餌釣りに係る遊漁案内行為を禁止しています。

報告事項 工

太平洋広域漁業調整委員会 第30回太平洋北部会

議 事 次 第

日 時：令和4年11月28日（月） 10：30～

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室（web開催）

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1. 開 会

2. 挨拶等

3. 議 題

（1）部会長の互選について

（2）広域魚種の資源管理について

- ① 太平洋北部沖合性カレイ類及びマダラの資源状況について
- ② 太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理の取組について
- ③ マダラ陸奥湾産卵群の資源管理の取組について

（3）その他

4. 閉 会

1. 資源の現状

- サメガレイ：2021年の資源量水準は、28%と低位であり、2023年の予測漁獲量(は130トン)と算定され、2021年の漁獲量（148トン）を下回る。
- ヤナギムシガレイ：2021年の親魚量は、目標管理基準値案（758トン）を上回る1,275トン。
- キチジ、キアンコウ：「資源水準」は高位であり、「資源動向」は増加。

○サメガレイ

	資源量水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値 (Kg/網)
目標管理基準値（目標水準）案	80%	1.000	1.571
限界管理基準値（限界水準）案	56%	0.887	1.102
現状の値（2021年）	28%	0.623	0.604

資源量指標値の推移から求めた資源量水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。2021年の資源量水準(は28%)であることから、2023年の予測漁獲量(は130トン)と算定される。

○ヤナギムシガレイ

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2021年の親魚量	MSY	2021年の漁獲量
758トン	257トン	23トン	1,275トン	197トン	183トン

○キチジ

資源水準	資源動向
高位	増加

出典：令和4年度資源評価（国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所）
※サメガレイ、ヤナギムシガレイの管理基準値、禁漁水準、将来予測及び漁獲管理規則については、資源管理方針に関する検討会（ステークホールドー会合）を経て最終化される。

5. 資源管理措置の内容

措置	対象魚種	内 容	関係漁業種類
保護区	サメガレイ キチジ	主漁期に保護区Ⅰ～Ⅲを設定することにより親魚を保護	沖合底びき網漁業 小型機船底びき網漁業 (青森県)
休漁	ヤナギムシガレイ キアンコウ	小型魚の多獲時期に保護区Ⅳ～Ⅵを設定することにより若齢魚を保護	沖合底びき網漁業 小型機船底びき網漁業 (茨城県、福島県)
対象4魚種		1隻1月あたりの操業日数を24日間までとする。	小型機船底びき網漁業 (青森県)
漁具の制限	ヤナギムシガレイ キアンコウ	月1日接岸休漁、年末・年始、ゴールデンウィーク中に休漁日を設定	沖合底びき網漁業 (岩手県地区)
漁具の制限	ヤナギムシガレイ キアンコウ	地区ごとに設定	小型機船底びき網漁業 (茨城県、福島県)
漁具の制限	ヤナギムシガレイ キアンコウ	9月～翌6月までの間に計20日以上の休漁を行う。 (なお、原則、毎月2日以上の休漁を行うことに努める)	沖合底びき網漁業 (千葉県地区)
漁具の制限	ヤナギムシガレイ キアンコウ	・複葉型オッターボードの使用禁止 ・グランドロープチーンの重量規制 ・タイヤグランドの使用禁止	沖合底びき網漁業 (茨城県地区)
漁具の制限	ヤナギムシガレイ キアンコウ	・チーンによりグランドロープと身網の下端部に25cmの間隙を設定 ・先袖の目合を150mm、奥袖及び脇1段の目合を90mm、ベーチング3段の目合を75mmに拡大	沖合底びき網漁業 (千葉県地区)
漁船	対象4魚種	資源状態を踏まえ、必要に応じ適宜実施	沖合底びき網漁業
		※ 沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業ともに資源管理協定の策定に向けて検討中。	

第38回 太平洋広域漁業調整委員会

議事次第

日 時：令和4年11月28日（月） 15:30～

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室
(東京都千代田区霞が関1-2-1)

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 会長の互選について

(2) 広域魚種の資源管理について

① 部会における取組

② マサバ太平洋系群

(3) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について

(4) 委員の辞任について

(5) その他

① TAC魚種拡大に向けた検討状況について

② 令和5年度資源管理関係予算について

4 閉会

太平洋クロマグロに関する委員会指示について

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

- ① 平成 24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、
- ② 平成 25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数 1.7 万隻(令和4年 11 月現在))、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新(今回で5回目の更新)している。現行の承認期間は令和5年3月 31 日までのため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の発出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針」及び「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」についても新たに制定する。

2. 新しい委員会指示の概要

承認対象を「過去2年間の実績者」とすることにより、太平洋クロマグロの管理をなお一層推進することとする。

(1) 承認条件について

次に掲げる条件を満たすことを承認条件とする。

① 過去2年間に1kg 以上の漁獲実績を有すること

- ・ 令和3年 1 月 1 日から令和4年 12 月 31 日までの間に 1kg 以上の漁獲実績を有すること。
- ・ ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

- ・ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

③ 暴力団員等ではないこと

- ・ 暴力団員等に該当しない旨の適格性に関する誓約書があること。

(2) 承認期間について

令和5年4月1日から令和7年3月 31 日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に 3 ヶ月の期間を加えて設定する。

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和四年十一月二十八日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 ○○ ○○

太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
 - イ 法第六十条第二項に規定する定置漁業
 - ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
 - ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき當む共同漁業
 - ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる漁業
- 亦 法第五十七条第一項の規定により都道県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業
 - (イ) 小型定置漁業
 - (ロ) 小型定置網漁業
 - (ハ) 底建網漁業
 - (ニ) 別表1の上欄に掲げる都における下欄に掲げる漁業
- ヘ 法第一百二十二条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による太平洋広域漁

業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

- (1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和四年十一月三十一日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第二十七号の3の(1)又は4の(4)若しくは(5)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和五年一月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。
 - イ 令和三年一月一日から令和四年十一月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。
 - ロ ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。
 - ハ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。
- ニ 申請者が、次の①から②までに掲げる者に該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成二年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 令和五年一月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。
- (3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原

簿謄本」という。) 及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者(以下「現被承認者」という。)に別記様式第一号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第二号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

5 承認証の再交付の申請

- (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならぬ。

(2) 3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、
亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四
号による承認証再交付申請書の提出をもつて、これに代えることができるものと
する。

6 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定める
ものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消
すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に
返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されて
いることが明らかになつた場合

ロ 法第百二十二条第四項において準用する法第二十条第十一項の規定に基づ
く農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年一月一日から令和七年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところに
よる。

別表1

都道県名	漁業名
東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
東京都	まぐろはえ縄漁業

別表2

都道県名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業
宮崎県	浮魚礁利用漁業

資料5-1

TAC魚種拡大に向けた検討状況について

水産資源	資源管理手法検討部会の参考入等の推進期限	資源評価結果の公表	資源管理手法検討部会	資源管理手法検討部会(ステークホルダー会合)
カタクチイワシ対馬暖流系群 ウルメイワシ対黒暖流系群	令和3年6月30日	令和3年9月30日	令和3年12月14日	第1回:令和4年3月3日 第2回:今後開催
カタクチイワシ太平洋系群 ウルメイワシ・太平洋系群	令和3年9月30日	令和3年11月29日	令和3年11月29日	第1回:令和4年3月28日 第2回:今後開催
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	令和4年2月8日	今後開催	今後開催
マダラ本州日本海系群 ソウハチ日本海南西部系群 ムシガレイ日本海南西部系群 ニギス日本海系群	令和3年9月30日	令和4年2月25日	令和4年3月17日	今後開催
マダラ本州太平洋系群 ヤナギムシガレイ太平洋北部系群 サメガレイ太平洋北部系群	令和3年9月30日	令和3年12月24日	令和4年3月17日	今後開催
マダイ瀬戸内海中・西部系群 マダイ日本海西部・東シナ海系群 ブリ	令和3年12月31日	令和4年1月28日	令和4年4月21日	今後開催
カタクチイワシ瀬戸内海系群 マルアジ日本海西・東シナ海系群 ムロアジ類(東シナ海) キンメダイ太平洋系群	令和4年6月30日	令和4年9月30日	令和4年7月11日 <カタクチイワシ瀬戸内海系群> <マルアジ・ムロアジ類・キンメダイ>	今後開催 今後開催 今後開催 今後開催
マダラ北海道太平洋、北海道日本海 アカガレイ日本海系群 ソウハチ北海道北部系群 マガレイ北海道北部系群 サワラ瀬戸内海系群、東シナ海系群 イカナゴ瀬戸内海東部 マダイ瀬戸内海東部系群 ベニズワイガニ日本海系群 ヒラメ太平洋北部系群、日本海北・中部系群 日本海西部・東シナ海系群 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群、伊勢・三河湾系群	令和4年9月30日	令和4年9月30日	令和4年度第3四半期 (令和4年10~12月)	今後開催

報告事項 オ

宮城・福島海区漁業調整委員交流会について

1 交流会の目的と経過

両海区委員の相互理解、信頼関係の醸成を図るため、平成13年度以降、ほぼ毎年(平成23、24年度は、震災・原発事故の影響により中断)開催されている。

これまで、資源回復計画、漁業経営対策、漁場利用等について、震災後は復興の取組等について両県から話題提供があり、情報交換が行われてきた。

2 直近の開催状況

令和2年1月20日に福島市(コラッセふくしま)で開催。

令和2、3年度は宮城県開催で予定されていたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため延期となつた。

3 令和4年度の開催について

宮城県開催で予定されていたが、令和4年11月30日に宮城海区漁業調整委員会事務局から、新型コロナウイルスの感染拡大が続いていることから、令和4年度は中止したいとの連絡があつた。

<参考>

宮城入会漁業調整小委員会

役職	区分	委員氏名
委員長	漁業者	今野 智光
委員長代理	漁業者	渡邊 登
委員	漁業者	狩野 一男
委員	漁業者	平 仁一
委員	漁業者	森田 政利
委員	漁業者	山下 博行
委員	学識経験	鈴木 哲二
委員	学識経験	渡邊 千夏子